

会議録
令和2年第1回更別村議会定例会
第3日（令和2年3月16日）

◎議事日程（第3日）

- 第 1 会議録署名議員指名の件
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 一般行政報告
- 第 4 議案第18号 令和2年度更別村一般会計予算の件
- 第 5 議案第19号 令和2年度更別村国民健康保険特別会計予算の件
- 第 6 議案第20号 令和2年度更別村後期高齢者医療事業特別会計予算の件
- 第 7 議案第21号 令和2年度更別村介護保険事業特別会計予算の件
- 第 8 議案第22号 令和2年度更別村簡易水道事業特別会計予算の件
- 第 9 議案第23号 令和2年度更別村公共下水道事業特別会計予算の件

◎出席議員（8名）

議長	8番	高木修一	副議長	7番	織田忠司
	1番	遠藤久雄		2番	上田幸彦
	3番	小谷文子		4番	松橋昌和
	5番	太田綱基		6番	安村敏博

◎欠席議員（0名）

◎地方自治第121条の規定による説明員

村長	西山猛	副村長	西海健
教育長	荻原正	農業委員会長	道見克浩
代表監査委員	笠原幸宏	会計管理者	小野寺達弥
総務課長	末田晃啓	総務課参事	女ヶ澤廣美
企画政策課長	佐藤敬貴	産業課長	本内秀明
住民生活課長	佐藤成芳	建設水道課長	新関保
保健福祉課長	安部昭彦	子育て応援課長	宮永博和
診療所事務長	酒井智寛	教育委員会 教育次長	川上祐明
農業委員会 事務局長	小林浩二		

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 高橋 祐二
書記 鐘水 千恵

書
書

記 高瀬 大輔
記 加藤 廣衛

(午前 10 時 00 分開議)

◎開議宣告

- 議長 ただいまの出席議員は 8 名であります。
定足数に達しております。これより直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第 1 会議録署名議員指名の件

- 議長 長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において 6 番、安村さん、7 番、織田さんを指名いたします。

◎日程第 2 議会運営委員長報告

- 議長 長 日程第 2、議会運営委員長報告を行います。
議会運営委員会に諮問いたしました本定例会の議事運営等に関し、協議決定した内容についての報告を求めます。
安村議会運営委員長。
○安村議会運営委員長 議会運営委員会において協議決定した内容をご報告いたします。
第 1 回村議会定例会の追加提出案件に関して議長から諮問がありましたので、これに応じ 3 月 16 日午前 9 時より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議いたしました。追加提出案件の状況などを考慮し、検討した結果、会期に変更はなく、3 月 18 日までの 9 日間と認められました。
以上、委員会での結果を報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に図られますようよろしくお願い申し上げます。
○議長 長 委員長の報告が終わりました。
なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略いたします。

◎日程第 3 一般行政報告

- 議長 長 日程第 3、一般行政報告を行います。
一般行政報告は、文書で配付されております。
なお、口頭で補足説明を求められておりますので、発言を許します。
西山村長。
○村 長 皆さん、おはようございます。一般行政報告として 2 点ほど私のほうから補足説明をさせていただきたいというふうに思います。
1 点目でありますけれども、気温の上昇に伴う融雪災害につきましてご報告を申し上げたいと思います。1 番の発生状況であります。3 月 11 日、最高気温が 11 度に達したことから、サラベツ川流域内の積雪が急速に解け出し、雪や氷の塊を伴った水の流れが発生し

ました。雪や氷の塊で水の流れがせき止められたことによりまして、午後2時19分、旭南橋付近で水があふれ出したことを確認しました。あふれ出した水は、右岸の道路と左岸の畑に流れ出したものであります。

2の冠水の状況でありますけれども、旭南橋付近の畑地2.24ヘクタール、エアウォーター十勝食品株式会社の工場敷地0.26ヘクタール、更別基線東15号、更別基線と北1線間、さらには更別基線、高校通り間の道路が冠水をしました。

3の対応としまして、3月11日午後2時50分、災害対策本部を設置しました。更別基線、東15号更別基線と北1線間を通行止めにししました。河川管理者である北海道に通報し、株式会社山内組に流域内の除雪作業を重機を使つての作業を依頼しました。午後2時55分、消防団員を招集しました。午後3時8分、村職員、消防団員、とかち広域消防事務組合職員により土のう設置等の作業開始をしました。午後3時16分、更別基線、高校通り間の道路を通行止め。午後4時48分に土のうの設置等の作業を終了しました。午後5時18分、流域内でせき止められていた水が流れ出しまして、道路の冠水等が解消したことを確認、更別基線、高校通り間の道路を片側通行に変更しました。午後5時57分、災害対策本部を解散をしております。続いて、3月12日午後1時55分、土のうの撤去を開始、午後4時、土のうの撤去完了、道路の交通規制の解除を行いました。

4の住民への情報提供といたしまして、道路の通行止めに関する情報を防災行政無線で放送するとともに、村ホームページにも掲載をいたしました。

その他、中札内村から土のう60個の提供を緊急に受けております。

今回の融雪の被害につきましては、太田議員からもこの時刻、2時19分ですか、私のほうにも通報がありました。また、産業課、それと建設水道課にもありまして、直ちに現場を確認しましたところ、かなりの量の水が、洪水に匹敵するぐらいの水が新栄町に流れ出していた。このままの状況でいけば市街地が冠水、あるいは床上浸水ということも考えられましたということで、直ちに速やかに対策本部を設置をしまして、その他の作業等について北海道とも確認をしながら展開したわけです。このことにつきましては、消防団員の方々も招集をさせていただきまして迅速に行動できたことにより、何とか水際で食い止めることができました。

この融雪による災害を教訓といたしまして、いかなる場合も、融雪による災害は昭和47年4月にあったというふうにお聞きしていますけれども、3月にあるというのはまれに見るところでありまして、近年の異常気象等が関連されていると思います。村としては、いかなる災害に対しても最悪の事態を予想しながら、一番番大事なことは初動態勢でありますから、その部分で災害を最小限に食い止めるべく、今回の対策本部等の設置、作業等についてもしっかりと教訓化しまして、総括をして今後の災害防止に当たっていきたいと思います。なお、中札内村さんから消防のほうからも、土のうが村での備蓄で全て賄えなかったものですから、そういう提供のお話がありまして、本当にありがたいことだというふうに思って感謝をしております。

2つ目にまいります。2つ目ですけれども、国民健康保険調整交付金、国民健康保険へき地直営診療所運営費交付申請につきまして、それに関わる損失の発生についてご報告を申し上げます。国民健康保険調整交付金、国民健康保険へき地直営診療所運営費につきまして、先日の令和元年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第6号）において平成30年度分も含めた年間診療日数の増に関わる特別調整交付金の増額についてご審議をいただいたところでありますけれども、改めて当該交付金の申請及び対応の状況について報告をさせていただきますと思います。

国民健康保険へき地直営診療所運営費につきましては、へき地診療所の赤字の一部に対し助成を受けるものでありまして、交付に当たっては国保診療所の支出から収入を控除した額と基準額を比較して、少ないほうの額の10分の5が交付をされております。平成26年度に基準額の算定項目のうち年間診療実日数の算定に対する考え方が変更されましたが、要領の解釈に相違がありました。平成25年度までは診療実日数には休祭日は含めないということでありましたが、平成26年度には土日祝祭日におきましても入院病棟があり、さらに看護師が常駐している場合は算入できることとなりましたことから、1年間全ての日365日を算入できることとなったところであります。

しかし、当村におきましては、土日祝祭日における外来診療日数を評価することができるようになるものと解釈をしておりました。要領には医師等の医療活動時間が4時間以下の場合、診療実日数は半日とすることであり、土日祝祭日においてはこれに該当すると解釈したことから、300日程度の日数を計上していたところであります。平成31年度分の申請を行った際に、道から年間診療実日数の解釈の違いについて指摘を受けました。当該箇所を修正し、改めて今年度分の申請書を提出しております。修正前の申請額は3,084万9,000円、修正後は3,283万5,000円で、198万6,000円の増となっております。遡及申請につきましては、平成30年度分のみ、本来受け取ることのできる額と申請額との差額の10分の8を申請できることになっており、148万8,000円の交付を受けることができる見通しであります。このことから、更別村における差額につきましては平成26年度から平成30年度におきまして798万7,000円となっているところであります。

行政の信頼を損ねる結果になったことについて深くおわびをするとともに、今後は再発防止に努め、役場事務の見直しを行う考えであります。

一方で、道内には当村と同様に入院実績がある有床診療所は15カ所あります。該当となる全ての市町村が当村と同様の解釈の下、交付申請をしていた経緯があることが判明しています。そうした中で、2月19日水曜日、道と関係市町村が参集をしまして、対応について協議を行っております。今後は、道と関係市町村が一体となって国に対して差額に対する補填について要望、協議を行うこととしております。今後国との協議が方向性が明らかになった時点で皆様には改めてご報告をさせていただく考えであります。

以上、ご報告とさせていただきます。

○議 長 これで村長からの一般行政報告を終わります。

これから一般行政報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

2番、上田さん。

○2番上田議員 今村長から国民健康保険の調整交付金の話がありました。それで、先般道新を初め、勝毎、それぞれマスコミにも報告というか、要するに知らしめられたわけであります。今回の調整交付金のことに関しては、道内15のへき地診療所があるというようなことで、一律にそういう間違いを犯したという話でありますけれども、この問題に関しては15施設のそれぞれ首長さんがこぞって道、国に対して協議をするということは分かるのですけれども、てんまつです。その努力とその結果、先ほど村長もその結果報告するということでありましたけれども、事が事だけに、要するに798万、これは損失を受けたわけですから、それなりの対応ということで、そういうふうになった暁にはきちっとした対応をしなければならないだろうというふうに思っております。そういうことで、それも含めて村長の考え方をちょっとお聞きしたいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 今上田さんのご指摘ですけれども、大変重く受け止めております。2月19日、道と関係市町村が参集をしまして、今後の対応の協議をしたところで、その中で今後の対応として制度改正等があった場合は、道のほうにお話をしたのはしっかり情報共有に努めていただきたいということであります。また、平成26年度から30年度までに交付された額との差額については、道と関係市町村が一体となって国に対して要望、協議をしていこうということであります。村としても、道や関係市町村と歩調を合わせて、国に対して要望、協議を進めていくという考えであります。これについては、具体的な通知の文書もあるわけですが、そういうふうになりましたよということを、私としては担当者を集めていただきまして、こういうふうに申請ができますということで平成26年度のときにお話をさせていただければこのような事態にはなっていないですし、ほかの町村もそういう状況は免れたのではないかなというふうなことを考えています。新しい制度が変わったときには、やはり丁寧な説明と、それと平成31年度にご指摘というか、道から少し足りないのではないかな、少しというか大分ですけれども、申請が足りないのではないかなという話ありましたけれども、それについても6年経過をしておりますので、その部分のことをしっかりと伝えていただきたかったということは思っております。

ただ、理事者、職員の処分等ありますけれども、これについては今国に対して道と一緒に要望、協議をしていくということでありまして、具体的な部分については今後の協議結果を受けて検討することにしたというふうに思っています。現段階では私としては責任は感じておりますけれども、しっかりと状況判断、審議結果、それと要望結果を判断しながら行っていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議 長 6番、安村さん。

○6 番安村議員 関連ございますので、もう少し質問させていただきます。

本案件につきましては、平成26年に法改正により説明を受けてということで、今の村長のご回答もいただきましたけれども、基本的に今決まっている段階の分については30年度まではある程度、満額でございませぬけれども、ある程度減額措置の中で補填されるというのは方針としては決まっているように受け止めました。ただし、それ以前、いわゆる2018年以前の部分についての対応を今後図っていくという形になろうかと思えますけれども、各道内の市町村を含めたへき地の申請、一団となって国に申請していくという形でございませぬけれども、これはあくまでも捉え方としては申請主義なので、申請していないということに対して、国に物申すのは当然でしょうけれども、あくまでも申請主義なのだという建前論からいうと、なかなかその補填というのは私は困難ではないかというふうに判断しています。その中での区切りといいますか。その部分の判断をいつごろまでにするのかという部分の考えがあれば、お示しいただきたいと思えます。

いずれにしても、これはいつまでもだらだらと結果を求めて国に申請しています云々くんぬんで、これ押し問答しても多分結論出ないと思えますので、その点の捉え方、あるいはその分の、今は798万という形でございませぬけれども、それらの処分等も含めて当然実施しなければならない部分出てくると思えますので、その点の考え方もあれば、ご説明いただきたいというふうに思えます。

○議 長 西山村長。

○村 長 時期については、今道と一緒に国に対して要望を上げていますので、その部分のめどというのですか、そこがつき次第、我々もやっぱり申請ミスはミスでございませぬので、そこはしっかりきちんとそれなりのことを考えていかなければいけないというふうに思っていますので、改めて提示をさせていただきたいというふうに思っております。その協議あるいは結果等について、ほぼ固まりましたら皆さん方に報告をし、私どものほうからですね提案させていただきたいというふうに思っております。

以上であります。

○議 長 7 番、織田さん。

○7 番織田議員 河川の冠水についてなのですけれども、実はこの河川、令和2年度からですか、事業点検が始まるわけなのですけれども、それで国道の橋から1キロ上流までに10年を要して完成するとなっているわけなのです。今回河川の水があふれ出たところは、国道の橋のところを私も想定していたし、皆さん想定していたのですけれども、ちょっと上流の意外なところから冠水してしまったということで、この原因は詰まったということもありますし、基本的に川底が非常に高いというか、川が浅いということに原因が發していると思うので、工事は来年から始まるわけなのですけれども、ぜひ道、国のほうに、10年とは言わず、もっと早い段階での工事完成を村としても要望していただきたいと思って要望しておきます。

○議 長 西山村長。

○村 長 今織田議員さんご指摘のとおりでありまして、目視で確認できないところは協議会で持っているドローンを飛ばしました。上空から確認したところ、やはり高規格のまた上の上流のほうから解け出して流れてきているということですから、流水みたいな感じですけども、せき止めてしまって、そこからあふれ出たということでもありますので、その辺の部分を含めて、今ご指摘のあった点も含めて、実際に工事入りますけれども、その前の段階でもそういうような状況にもなっておりますので、しっかりと対応を道のほうとか国のほうに働きかけをして、速やかに河川改修とかいろんな事業に着手できるように、こちらとしては強く要望していきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議 長 ほかにございませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

◎日程第4 議案第18号ないし日程第9 議案第23号

○議 長 日程第4、議案第18号 令和2年度更別村一般会計予算の件から日程第9、議案第23号 令和2年度更別村公共下水道事業特別会計予算の件までの6件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第18号 令和2年度更別村一般会計予算の件から議案第23号 令和2年度更別村公共下水道事業特別会計予算の件まで一括してご提案を申し上げます。

この議案資料といたしまして、一般会計予算資料、簡易水道事業特別会計予算資料、公共下水道事業特別会計予算資料を提出しているところであります。

なお、令和2年度から地方自治法等の改正により、いわゆる準職員及び臨時職員につきましては全て会計年度任用職員に改称し、節の賃金は廃止され、報酬等により予算計上してありますことを申し上げたいというふうに思います。

本年は、平成29年度に策定しました第6期更別村総合計画の3年目となる年であります。テーマである「住みたいまち ともにつくろう みんなの夢大地」の実現に向けまして、20年後、30年後を見据えた課題解決のための予算を念頭に置きまして、任期5年目で公約に掲げます各種施策の達成に向けた予算組みをさせさせていただいております。

それでは、議案についてご説明申し上げます。

議案第18号、令和2年度更別村一般会計予算であります。

第1条といたしまして、歳入歳出予算額は45億8,547万1,000円と定めるものであります。

第2条は継続費、第3条は地方債に係る規定であります。継続費は、プラムカントリーのスモモの木から2年計画で苗を育成しようとするものであります。

第4条につきましては、一時借入金の規定でありまして、一時借入金の最高額は5億円

と定めるものであります。

第5条は、歳出予算の流用に関する規定を定めるものであります。先ほど申し上げた会計年度任用職員が人件費に区分される報酬により支給されることになったため、その文言整理を行っているところであります。いわゆる骨格予算でありました前年度予算と比較いたしまして1億9,901万3,000円、4.5%の増であり、村長選後の政策を盛り込んだ6月補正後予算と比較しても5,886万6,000円、1.3%の増となっております。

それでは、歳出についてご説明を申し上げます。8ページをお開きください。款1、議会費は、5,031万6,000円を計上しております。

款2総務費は、9億4,887万8,000円計上しております。主に職員人件費のほか、今年度も地方創生推進交付金事業でC C R Cや熱中小学校、さらべつブランディング事業、近未来技術等社会実装事業等で6,507万2,000円を計上しております。なお、これらの事業は、地方創生推進交付金と特別交付税により財源補填される見込みはこれまでと同じであります。また、宅地分譲整備の調査測量設計のために、一般会計で885万円、その他簡易水道事業特別会計と下水道事業特別会計でも予算計上しております。コムニ団地の隣接地に宅地造成を行い、分譲するものであります。

款3民生費は、児童福祉に関すること福祉サービス、福祉の里総合センター等の施設運営管理費等を主なものとし6億4,567万円を計上しております。前年度当初予算と比較すると、消費税法改正関連での国の施策の幼保無償化などによる支出が特に増加をしております。

款4衛生費につきましては、各種検診事業を初め、乳幼児医療費給付、母子保健事業、予防接種事業や清掃関係費、国保診療所、下水道会計への繰出金を主なものとして3億4,526万6,000円を計上しております。新規事業といたしましては、歯科診療所の3 D C T等の医療機器購入に1,694万円を計上しております。これにより、指定管理者であるつがやす歯科医院さんによる患者さんへの医療の提供をさらに充実していただけるものと期待をしております。

款5労働費は、513万6,000円を計上しております。地元企業に対する雇用促進事業助成金を継続して441万円を計上しているところであります。

款6農林水産業費は、農林業の振興や整備に要する経費、畜産、酪農に関する経費、国営かんがい排水事業の負担金や道営事業による農業基盤整備等に関わる負担金などを主なものとして3億9,900万8,000円を計上しております。新規事業といたしましては、どんぐり公園の木製遊具が老朽化していることから、新たな遊具を設置しようと236万、実施設計費を計上しております。

款7商工費は、商工業の振興に関する経費、観光や物産に要する経費を主なものとして1億1,898万9,000円を計上しております。

款8土木費は、道路、橋梁の改良、整備や除雪対策経費、村営住宅経費を主なものとして5億7,704万1,000円を計上しております。新規事業といたしまして、曙団地の公営住宅

4棟16戸及びコーポ春日の長寿命化のために壁、屋根等の改修で6,028万円を計上しております。さらに、曙団地1棟6戸の公営住宅を整備し、1億6,599万円を計上しております。なお、これにより公営住宅の新築はひとまず終了と考えております。そのほかに、時限立法で行っていた住宅建設助成について新たな枠組みで行うことと提案をさせていただきます。新築中古住宅への購入や改築を基本に、用地の購入、移住者、子育て、高齢者、要支援者等への加算の助成を行います。当初予算は、まず2,000万円を計上しております。

款9消防費につきましては、とちぎ広域消防事務組合への負担金を主なものといたしまして2億6,086万6,000円を計上しております。このうち新規事業として、老朽化している救護器具搭載の水槽つき消防ポンプ自動車等を更新するために7,534万8,000円計上しております。これにより、さらなる消火能力、機動力のアップと救助活動の迅速化が期待をされます。

款10教育費は、幼稚園、小中学校の経費、生涯学習推進、文化、スポーツ振興、学校給食経費を主なものとして5億2,272万8,000円を計上しております。新規事業として、中学校校舎の耐力度診断経費を346万5,000円計上しております。この結果を参考に、今後中学校、給食センターの施設について検討するものであります。さらに、国のGIGAスクール構想の実現に向けまして、校内通信ネットワークの整備及び児童生徒一人一人へのタブレットの購入のために小中学校合わせて6,391万9,000円を計上しております。また、私の公約でありました中学生の国際交流事業経費として467万3,000円を計上しております。村独自事業により、海外研修を実施しようとするものであります。

款11災害復旧費は、農林業や道路などの災害対応事業費であり、不測の事態に備える予算として439万1,000円を計上しております。

款12公債費は、地方債の元利償還金の支出のために7億278万4,000円を計上しております。昨年度比6,114万7,000円の減額であります。本村の場合交付税により補填されている借入が多いため、歳入の交付税額にも影響が出るものであります。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。7ページをお開きください。款1村税につきましては、村政執行方針でも述べさせていただきましたが、本村の基幹産業である農業で史上最高の粗生産額を上げられたこと等から、村税は6億4,879万5,000円、前年度比4,039万2,000円、6.64%の増額を計上しております。

款9地方交付税につきましては、交付税措置の多かった地方債の償還額が減ることとで税収の伸び等から、地方交付税全体として19億2,000万円と5,000万円の減額で計上しております。

款17の繰入金につきましては、全体予算額3億9,872万1,000円のうち、財源補填分として財政調整基金繰入金を2億3,181万8,000円、前年度対比13.5%の増額を計上しております。すけれども、前年度6月補正後予算額と比較すると550万5,000円、2.3%減少しております。

款20村債につきましては、4億2,176万8,000円を計上しております。例年どおり交付税による財政措置の多いものを借り入れる予定でありますので、借入額及び利息の60%から

100%が交付税により将来補填される見込みであります。

300万円以上の建設事業につきましては、予算資料の2ページから4ページにかけお示ししておりますので、ご参照いただきたいと思います。

また、予算書の185ページからの給与費明細書、194ページからの債務負担行為に関する調書、198ページの継続費の調書、199ページの地方債の調書に関しましては、それぞれお目通しをお願いするものであります。

また、消防費予算資料を配付させていただいておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上、簡単ではございますが、一般会計の説明とさせていただきます。

続いて、議案第19号 令和2年度更別村国民健康保険特別会計予算であります。

第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ5億6,077万6,000円、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3億2,268万3,000円と定めるものであります。

第2条以下につきましては、お目通しをお願いいたします。

事業勘定歳入歳出予算事項別明細書について説明を申し上げます。206ページをお開きください。本年度予算に関しましては、前年度比約7%増の5億6,077万6,000円を予算としたものであります。主に保険給付費、国民健康保険事業費納付金、特定健診委託料、診療施設勘定繰出金が増加をしているところであります。

205ページの歳入につきましては、農業所得等の増加見込みに伴い、国民健康保険税を前年度対比2,196万2,000円の増として、道支出金は医療給付費の増加に伴い、普通交付税で3,217万6,000円が増となります。特別調整交付金の2号交付金が952万5,000円の減となることから2,477万4,000円の増、繰入金の一般会計繰入金で保険基盤安定繰入金保険者支援分が減となることから185万円を減額しております。

続きまして、施設勘定にまいります。231ページをお開きください。前年度対比約2%減の3億2,268万3,000円としたものであります。

款2医業費につきましては、心電計や骨密度測定装置の更新のため、医療用備品購入費として1,278万5,000円を計上しております。

230ページの歳入であります。款1診療収入につきましては入院収入、外来収入、その他診療収入、いずれも増額して計上したことから468万4,000円の増としております。

款3国庫支出金につきましては、医療用備品購入費が昨年よりも少ないことから、それに関わる補助金収入の計上が前年度対比300万2,000円の減としております。

款8村債につきましても、同様に医療用備品購入費などの減少に伴う過疎対策事業債の590万円の減としております。

251ページからは給与費明細書、257ページは地方債調書となっておりますので、お目通しをお願いするものであります。

続きまして、議案第20号 令和2年度更別村後期高齢者医療事業特別会計であります。

第1条として、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ5,935万5,000円と定めるものがあります。

説明にまいります。261ページをお開き願いたいと思います。項2後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、医療給付負担金の保険料軽減額は令和元年度の実績を鑑み、144万円の増、事務費負担金も令和元年度の実績に22万2,000円の増となりまして、合計161万円の増額となっているものであります。

260ページの歳入でありますけれども、款2繰入金は保険基盤安定繰入金及び事務費分を増額したことから159万7,000円の増額としております。

続きまして、議案第21号 令和2年度更別村介護保険事業特別会計予算について説明を申し上げます。

第1条としまして、事業勘定の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3億7,183万4,000円、サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ205万9,000円と定めているものであります。

事業勘定歳入歳出予算事項別明細書について説明を申し上げます。276ページの歳出をお開き願います。款2保険給付費でありますけれども、1,170万8,000円と大きく増加しております。主な理由をご説明申し上げます。まず、介護サービス等諸費ですけれども、法定居宅サービス給付費で法定居宅サービス給付費は介護老人福祉施設入所者が6名から9名に3名増で1,080万円の増、地域密着型施設介護サービス給付費は12名から19名に増加したものにより900万円の増としております。また、高額介護サービス費は、平成30年度の制度改革により現役並みの所得者自己負担率割合が3割となりました。限度額は変更ありませんけれども、対象者の減少により償還額が増額することになり、170万2,000円の増としております。

275ページをお開きください。事業勘定の歳入でありますけれども、歳出の保険給付費の増に伴い、国庫支出金、支払基金交付金、道支出金を増として計上しております。繰入金につきましては、一般会計よりルール分として介護給付費繰入金を146万5,000円の増、基金繰入金は233万6,000円増加し、396万2,000円の増額としております。

298ページからは給与費明細書となっておりますので、お目通しをお願いしたいと思います。

次に、サービス勘定でありますけれども、303ページですけれども、款1事業費でありますけれども、介護予防サービス計画の策定件数増加に伴いまして計画策定委託料が10万3,000円の増額となっております。

歳入につきましては、計画策定に伴う計画費収入を増としております。

続きまして、議案第22号 令和2年度更別村簡易水道事業特別会計をご説明申し上げます。

1ページをお開きください。第1条、令和2年度更別村簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによるものとし、以下第2条から第9条まで定めるものであります。

第2条の（4）でありますが、主な建設改良事業といたしまして、道営営農用水事業で北海道への負担金として2,929万3,000円としております。

第3条、収益的収入及び支出でありますが、収入につきましては前年対比111万8,000円増の1億392万円としております。

支出につきましては、前年度対比24万8,000円増の1億3,131万6,000円としております。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、そのとおり定めるものといたします。括弧書きでありますが、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する1,383万9,000円は、当年度分損益勘定留保資金1,383万9,000円で補填するものであります。収入につきましては、前年対比6,319万7,000円減の4,021万1,000円であります。支出につきましては、前年度対比6,107万3,000円減の5,405万円であります。今年度は建設改良費で錦町の消火栓改良工事、道営営農用水事業新コムニ団地造成工事調査測量設計を実施いたします。

続いて、2ページをお開き願います。第5条につきましては、債務負担行為として道営営農用水事業を令和2年度から令和6年度までの5年間、限度額を3億2,529万円とするものであります。

第6条は、企業債の発行につきまして定めるものであります。

第7条であります。一時借入金の限度額は1億円と定めるものであります。

第8条、第9条につきましては、流用について定めているものでございますので、お目通しをお願いするものであります。

9ページ以降につきましては予算説明書となっております。給与費明細書、債務負担行為に関する調書、地方債調書、キャッシュフロー、貸借対照表となっておりますので、お目通しをお願いするものであります。

続きまして、議案第23号 令和2年度更別村公共下水道事業特別会計予算案の説明を申し上げます。

1ページをお開きください。第1条、令和2年度更別村公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによるものといたします。

第2条ですが、（4）、主要な建設改良事業といたしまして、個別排水処理事業施設整備費事業3,740万円を計上しております。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額は次のとおり定めるものといたします。収入は前年対比22万円の増で1億2,775万3,000円としております。支出であります。前年度対比29万2,000円の増、1億8,111万8,000円としております。

第4条の資本的収入及び支出の予定額は次のとおり定めるものであります。収入が前年度対比357万7,000円の増で1億357万3,000円。

支出が前年度対比420万8,000円の増、すみません、2ページです。9,610万4,000円とするものであります。主なものといたしましては、更別浄化センター非常通報装置更新実施設計委託、新コムニ団地宅地造成工事調査測量設計などであります。

次に、第5条につきましては維持管理委託料の債務負担行為、第6条は企業債の発行に

つきまして定めるものであります。

第7条につきましては、一時借入金の限度額を1億円と定めるものであります。

第8条、第9条につきましては、流用について定めるものであります。

9ページ以降につきましては予算説明書でありまして、給与費明細書、債務負担行為に関する調書、地方債調書、キャッシュフロー、見込貸借対照表を添付しておりますので、お目通しのほうをよろしくお願い申し上げます。

以上、6会計一括してのご提案とさせていただきます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 お諮りいたします。

議案第18号 令和2年度更別村一般会計予算の件から議案第23号 令和2年度更別村公共下水道事業特別会計予算の件までの6件につきましては、本会議での質疑を3回までとする会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号 令和2年度更別村一般会計予算の件から議案第23号 令和2年度更別村公共下水道事業特別会計予算の件までの6件につきましては、会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めることに決定しました。

審議の方法についてお諮りいたします。一般会計は款ごとに歳出予算、次に歳入予算の順に、国民健康保険特別会計は勘定ごとに歳出予算、次に歳入予算の順に、他の特別会計は歳入歳出一括で補足説明を受け、質疑を行います。その後各会計予算の議案ごとに討論、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

一般会計歳出から質疑を行います。

款1 議会費に入ります。

補足説明を求めます。

末田総務課長。

○総務課長 議会費の説明に入ります前に、一般会計及び各特別会計において計上しております人件費について説明をさせていただきます。一般会計は、議会費で2名、総務費で特別職2名及び一般職61名、農林水産業費で農業委員会事務局の一般職2名、教育費で教育長及び一般職10名に係る人件費を計上しています。特別会計では、国民健康保険特別会計診療施設勘定で11名、介護保険事業特別会計で2名、簡易水道事業特別会計で2名、公共下水道事業特別会計で1名に係る人件費をそれぞれ計上しております。職員の総数は、常勤の特別職、一般職合わせて94名となっております。185ページから193ページまでに給与費明細書をおつけしております。185ページは特別職、186ページは一般職の総括、187

ページ、188ページは給料及び職員手当等の増減額の明細、189ページから191ページにかけて給料及び職員手当の状況、192ページ、193ページは給料及び職員手当等の科目別内訳となっておりますので、ご参照願います。

これより科目ごとに補足説明をさせていただきますが、新規に計上したもの、前年度と比較して内容が変わったものなど特徴的で特に説明が必要と思われる事項に絞って各課長等から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、歳出予算の本年度の財源区分の欄で特定財源欄の表示につきましては、基本的には歳入の款の名称の頭文字により表示していますが、繰入金につきましては入と表示、村債につきましては債と表示をしておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議会費について補足説明をさせていただきます。45ページをお開きください。款1項1目1議会費予算額5,031万6,000円、前年度比較1万5,000円の減となっております。議員報酬等議会運営経費、職員等人件費、各種調査経費を計上しております。

以上で議会費の補足説明を終わります。

○議 長 款1議会費の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで款1議会費を終わります。

この際、午前11時5分まで休憩いたします。

午前10時51分 休憩

午前11時05分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

款2総務費に入ります。

補足説明を求めます。

末田総務課長。

○総務課長 それでは、総務費について補足説明をさせていただきます。

48ページを御覧いただきたいと思います。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、予算額6億6,069万1,000円、前年度比較849万8,000円増となっております。52ページを御覧ください。説明欄(6)、情報処理管理事務経費は、前年度比較で617万2,000円の増となっております。節18負担金補助及び交付金で、北海道自治体情報システム協議会負担金が394万円、地方公共団体情報システム機構負担金が215万1,000円増となったことによるものでございます。54ページを御覧ください。(11)、パートタイム会計年度任用職員等管理事務経費は、会計年度任用職員制度の創設に伴い、新たに計上したものでございます。55ページを御覧ください。(12)、フルタイム会計年度任用職員給与等につきましても会計年度任用職員制度の創設に伴い、新たに計上しております。56ページを御覧ください。(15)、

寄付金管理事業は、前年度比較で880万5,000円の増となっております。ふるさと納税に関しましては、現在ふるさと納税の総合サイトふるさとチョイスを利用し、インターネットによる申込みの受付を行っておりますが、さらに楽天ふるさと納税、さとふるを新たに利用し、500万円程度の増収を見込んでおり、これに伴い、寄付金管理基金積立金、寄附分が主に増額となったことによるものでございます。

目2文書広報費は、予算額796万7,000円、前年度比較11万2,000円の増でございます。法令等書籍の追録、例規更新データ作成等に要する費用を計上しております。

57ページを御覧ください。目3財産管理費は、予算額103万9,000円、前年度比較2,715万円の減でございます。前年度村有住宅のうちエイコンビレッジの長寿命化を図るため、屋根板金防水、外壁断熱塗装工事に係る経費を計上していたことによるものでございます。

58ページを御覧ください。目4地方振興費は、予算額1億2,576万1,000円、前年度比較2,246万1,000円の増となっております。62ページを御覧ください。(16)、地方創生推進交付金事業で前年度比較1,257万2,000円の増となっております。節18負担金補助及び交付金で、さらべつ版C C R Cに係るコーディネーターの派遣に係る負担金1,050万円、近未来技術等社会実装事業助成金として更別村スマート産業イノベーション協議会に対する助成金1,085万円を新たに計上しております。64ページを御覧ください。(20)、地域創造複合施設整備事業423万5,000円は皆増でございます。地域創造複合施設の備品としてエアコン、ストーブ、冷蔵庫を購入するものでございます。(21)、(仮)新コムニ団地宅地整備事業885万円は、皆増でございます。前年度宅地分譲用地として購入した土地の道路改良舗装工事調査測量設計委託料及び宅地造成工事調査測量設計委託料を計上するものでございます。

65ページを御覧ください。目5交通安全費は、予算額73万2,000円、前年度比較5,000円の減でございます。交通安全指導員の報酬など、交通安全の推進に要する費用を計上しております。

目6公平委員会費は、予算額7万3,000円、前年度と同額でございます。公平委員会の運営に係る経費を計上しております。

目7車両管理費は、予算額4,347万5,000円、前年度比較4万2,000円の減でございます。車両センター維持管理経費、公用車維持管理経費等を計上しております。

69ページを御覧ください。目8村有林管理費は、予算額2,944万6,000円、前年度比較71万円の減でございます。説明欄(1)、村有林整備事業、節12委託料、森林環境保全整備事業委託料171万8,000円の減により計上しております。

70ページを御覧ください。目9住民活動費は、予算額1,380万3,000円、前年度比較80万1,000円の減でございます。説明欄(1)、行政区会館維持管理経費で前年度比較35万1,000円の減となっております。71ページを御覧ください。(3)、行政区会館改修事業で前年度比較42万8,000円の減となっており、節10需用費、行政区会館修繕費で勢雄行政区会館敷物修繕、7行政区会館のホームタンク固定に要する費用を計上しております。

目10財政調整基金費は、予算額を2,527万3,000円、前年度比較32万5,000円の減でござい

ます。定期預金の利率が低下したことにより、節24積立金、利子分が減額となったものでございます。

72ページを御覧ください。目11公共施設等整備基金費は、予算額16万4,000円、前年度比較29万6,000円の減でございます。定期預金の利率低下に伴い、積立金の利子分が減額となるものでございます。

目12減債基金費は、予算額3万3,000円、前年度比較9万4,000円の減でございます。減債基金費においても定期預金の利率低下に伴い、利子分が減額となるものでございます。

目13開村記念事業推進費は、予算額756万3,000円、前年度比較253万3,000円の増でございます。説明欄(1)、開村75周年記念事業、節12委託料、村史制作業務委託料で243万円の増となっております。

73ページを御覧ください。項2徴税费、目1税務総務費は、予算額637万3,000円、前年度比較73万3,000円の増でございます。説明欄(2)、税務事務経費において168万2,000円の増。

74ページを御覧ください。目2賦課徴収費は、予算額381万7,000円、前年度比較200万2,000円の減でございます。前年度において新たな家屋評価システムの導入に係るソフト設定手数料及びライセンス購入費等224万8,000円を計上していたことによるものでございます。

75ページを御覧ください。項3目1戸籍・住民基本台帳費、予算額1,756万8,000円、前年度比較1,031万6,000円の増でございます。説明欄(2)、戸籍住民基本台帳等整備事業で、戸籍システム共同利用機器更新負担金等の経費を計上したことによるものでございます。

項4選挙費、目1選挙管理委員会費は、予算額52万7,000円、前年度比較15万2,000円の減でございます。選挙管理委員会委員報酬など選挙管理委員会の運営に係る経費を計上しております。

76ページを御覧ください。前年度計上いたしました参議院議員選挙費505万1,000円、道知事道議会議員選挙費234万3,000円、村長村議会議員選挙費370万3,000円は、いずれも皆減となっております。

項5統計調査費、目1各種統計調査費は、予算額260万7,000円で、前年度比較139万2,000円の増でございます。5年ごとに行われる国勢調査に係る指導員報酬、調査員報酬などの費用を計上したことによるものでございます。

77ページを御覧ください。項6目1監査委員費は、予算額196万6,000円で、前年度比較15万9,000円の減でございます。監査委員報酬など監査委員に係る経費を計上しております。

以上で総務費の補足説明を終わります。

○議 長 款2総務費の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

2番、上田さん。

○2番上田議員 56ページの(15)、寄付金管理事業についてちょっと質問したいと思いま

す。

昨年から比較するとかなり上積みされてきて、楽天の部分で委託するというようなことで拡大してきているとは思いますが、総体的に更別は現実には1,000万ちょっとぐらいしか集まってきていない、これが実態かと思いますそういった中で、他町村と比較していいのかなのかは別にしても、難しいのは十分熟知はしているところなのですが、1人の知恵よりも何人かの知恵というようなことで、抜本的に何かできる方法を考えていく必要があるのではないのかなというふうに常日頃から思っているところなのですが、その点についてどういうふうに考えているのかちょっと伺いたいと思います。

○議長 長 末田総務課長。

○総務課長 ふるさと納税の増収を図るためにできることはやるということで、予算にしましては500万程度の増収を見込むということで、ふるさとチョイスに加えて、楽天ふるさと納税、さとふるといった総合サイトも利用して増収に向けて取り組むということでございますけれども、返礼品の内容によるところが非常に大きいものですから、この返礼品の内容については新年度においてその中身を検討することにしております。

以上でございます。

○議長 長 2番、上田さん。

○2番上田議員 中身を検討するというだけでもかなり数年来やってきているわけなのです。更別については特産品が少ないというようなことで、非常に厳しい状況にあるということは先ほども言いましたけれども、分かっているのですけれども、例えば先般も地域おこし協力隊の話もちょっとありました。質問もありました。いろんな内部からだけの案では意外と気がつかない部分あると思うのです。だから、外部の人方の協力を得ながら、そしてまた先ほどもちょっと言ったように1人よりも2人というふうな感じで多くの人が参画した検討委員会的な、そういったような組織づくりをしながらやっていくのも一つの策なのかなというふうに私は思っているのです。それでないと、今これ十勝管内で本当に最下位ですよ、多分。真剣になってそこら辺は解決していくのだという、そういう思いがないとやっぱり前へいけないと思うのです。その点についてもまた再度質問したいと思います。

○議長 長 末田総務課長。

○総務課長 検討組織の設置等については今のところ申し上げる状況にはございませんけれども、なるべく多くの方の意見をお聞きして返礼品の内容については検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 長 3番、小谷さん。

○3番小谷議員 63ページ、項1 総務管理費の目4 地方振興費、(17)の結婚支援事業というのがございますけれども、43万円となっております、他町村でも新聞等でいろいろな取組が紹介されております。当事業の取組といたしまして、プライバシーの問題ですとか、

デリケートな事柄とは存じますが、差し障りのない範疇で少し説明を願いたいと思います。

○議 長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 結婚支援事業につきましては、新年度予算で計上しておりますのは婚活に関わるイベントの実施委託料ということで、1回分ということで考えてございます。内容につきましては、令和元年度におきましても異業種の交流会というようなことで業者委託をしながら、さらべつカントリーパークにおきまして男性の方、女性の方、男性19名の方、女性16名の方の参加をいただきながら交流会を実施したところでございます。その中で、結婚支援ということで交流の機会を少しでも設けるようなことができればというようなことで、今年度カップリングも何組か成功したというようなことで、内容についてもご好評いただいているというようなことから、引き続き新年度におきましても同様のような形で継続してまいりたいということで計上させていただいております。

以上です。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 それでは、これで款2総務費を終わります。

款3民生費に入ります。

補足説明を求めます。

安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 それでは、民生費の補足説明を申し上げます。

79ページをお開きください。款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費は、予算額1億8,048万8,000円、前年度比較1,210万9,000円の減額となっております。80ページをお開きください。説明欄(7)、社会福祉センター維持管理経費は前年度比較14万1,000円の増額で、これは主なものは81ページ、節12委託料、社会福祉センター管理業務委託料の44万1,000円の増が主なもので、人件費と消費税の上昇分によるものでございます。続きまして、82ページをお開きください。説明欄(8)、憩の家維持管理経費は前年度比21万4,000円の増額で、主なものは節10需用費、更別憩の家光熱水費の15万円の増が主なもので、電気料の上昇によるものでございます。続きまして、83ページを御覧ください。説明欄(9)、福祉館維持管理経費は前年比較31万6,000円の減で、節10需用費の消耗品費で25万4,000円の減となっており、昨年は座椅子20脚を計上していたことによるものでございます。説明欄(10)、屋内ゲートボール場維持管理費、前年度比較11万5,000円の減ということで、84ページをお開きください。主なものは、節10需用費、屋内ゲートボール場修繕費で10万8,000円の減で、昨年度は灯油配管の設置費を計上していたことによるものでございます。続きまして、85ページを御覧ください。説明欄(12)、社会福祉事務経費は前年度比10万8,000円の減額で、主なものは節7報償費13万2,000円の減です。昨年度は成年後見制度の講演会講師謝礼を計上しておりましたが、介護保険の事業や社会福祉協議会の事業と調整の上、

今回全額減額しております。説明欄（14）、福祉扶助経費は前年度比較31万3,000円の増額でございます。主なものは、節19扶助費、障害者通院・通所費用扶助費の31万3,000円の増で、帯広市内の人工透析通院者が2名増加したことによるものでございます。説明欄（15）、社会福祉活動補助金等は前年度比較45万5,000円の増額です。節18負担金補助及び交付金、社会福祉協議会助成金が増額したもので、人件費の上昇分を反映したものでございます。説明欄（16）、障害者総合支援事業は前年度641万1,000円の減額で、86ページをお開きください。主なものは、節19扶助費、障害者介護給付費が618万7,000円の減で計上しております。平成30年度、令和元年度の実績を基に減額しております。説明欄（17）、障害者地域生活支援事業は前年度比較326,000円の減額で、87ページを御覧ください。主なものは、節12委託料の日中活動支援事業委託料の38万円の減はカレンダーの関係で開設日が減少したことによるものでございます。説明欄（18）、重度心身障害者医療給付事業経費は前年度比較299万9,000円の減額で、88ページをお開きください。主なものは、節19扶助費、重度心身障害者医療扶助費で300万円の減額で、令和元年度の支出実績に基づき減額しております。説明欄（20）、国民健康保険特別会計事業勘定繰出金は前年度比較185万円の減額で、主なものは保険基盤安定繰出金の保険税軽減分は国保税軽減措置によるもので、前年度比較30万8,000円の減、保険基盤安定繰出金保険者支援分は前年と比較して34万8,000円の減で、事務費分は前年度比140万7,000円の減、国保会計でも説明いたしますが、国民健康保険の保険者が都道府県単位となったことにより、レセプト点検を道国保連で一括行うこととなったため、レセプト点検委託料の全額79万8,000円を減額、またレセプト確認のパソコンのOS保守期限切れに伴う更新費用を昨年度41万9,000円を計上していたことが要因でございます。続きまして、89ページを御覧ください。説明欄（22）、福祉灯油等助成事業は前年度比較36万9,000円の減です。主なものは、節19扶助費、福祉灯油等給付費で本年度の実績に合わせて37万2,000円を減額計上したものでございます。説明欄（25）、人権啓発活動事業は、本年度人権の花運動に割り当てられたことから、新規に節10需用費に消耗品費10万1,000円を計上したことによるものです。

次に、目2福祉の里総合センター費は、予算額6,340万6,000円、前年度比較413万円の増額でございます。説明欄（1）、福祉の里総合センター維持管理経費は前年度比較218万8,000円の増で、主なものは節10需用費171万5,000円の増、90ページをお開きください。福祉の里総合センター燃料費は単価の増で88万6,000円、光熱水費は電気料等の増により17万9,000円、施設修繕費はエアコン室外機の圧縮機交換を計上し、63万5,000円増額しております。また、節11役務費は5年に1度の地下燃料タンク清掃料11万円を計上、節12委託料は福祉の里総合センター清掃委託料で40万9,000円の増は人件費及び半年分の消費税の増によるものでございます。91ページを御覧ください。説明欄（4）、給食業務経費、前年度比較136万3,000円の増額でございます。主なものは、昨年度は賃金で計上していた給食賄業務補助員、栄養士の分が今年度からパートタイム会計年度任用職員に移行して、節1報酬、節3職員手当等の合計額で72万7,000円の増、節10需用費で13万2,000円、給食賄材料

費で29万9,000円の増は消費税増税と実績により計上したものでございます。92ページをお開きください。説明欄（５）、健康増進室整備事業でございますが、昨年と同様、トレッドミル１台の更新と新たにエアロバイク１台の更新60万5,000円を増額し、計上しております。

目３国民年金費、予算現額４万1,000円、前年度比較1,000円増額でございます。

93ページを御覧ください。目４後期高齢者医療費は、予算額4,979万円、前年度比20万1,000円の増です。説明欄（１）、後期高齢者医療広域連合事業経費は前年度比約139万6,000円の減額、説明欄（２）、後期高齢者医療事業特別会計繰出金は前年度比較159万7,000円増で、主に保険基盤安定繰出金が増加したためでございます。それぞれの事業についてルール分を予算計上しております。

項２児童福祉費、目１児童福祉総務費は１億8,073万5,000円、前年度比較4,553万3,000円の増額で、説明欄（１）、子育て委員会運営経費は前年度比較22万2,000円の減で、主なものは節１報酬、子育て委員報酬、前年度比較21万円の減ですが、第２期更別村子ども・子育て支援事業計画の策定年でもあるため昨年度は子育て委員会を５回開催したものを例年のとおり３回開催したことによるものでございます。説明欄（２）、児童福祉事業経費は前年度比較4,678万4,000円の増額で、パートタイム事務補助員の節１報酬及び節３職員手当等で217万1,000円を新規に計上しております。幼児教育・保育の無償化に係る事務費分として道より補助金が交付されるものでございます。94ページをお開きください。節12委託料、認可保育所運営事業委託料で前年比4,699万9,000円の増額でございます。これは、入所見込み児童数の増と障害児の保育に対する加配保育士の配置によるものでございます。学童保育運営事業委託料は前年比625万8,000円の増額で、子ども・子育て支援交付金の基準額の増額及び障害児受入れ強化推進事業分により増加したものでございます。なお、障害児受入れ強化推進事業分については、昨年度は当初予算の提案時まで人員を確保できなかったため、その後人員確保ができた６月議会に補正予算をさせていただいております。令和２年度については人員が確保できていますので、当初予算に計上させていただいているものでございます。地域子育て支援センター運営事業委託料は、前年度比較694万4,000円の増です。運営事業委託料の交付金基準額の増加及び子育て支援活動展開の取組加算の上乗せ、一時保育運営事業を節18負担金補助及び交付金からこの節12委託料に科目変更して計上したことによるものでございます。節18負担金補助及び交付金、南十勝こども発達支援センター負担金は、前年度比較125万7,000円の減です。主な要因は、臨時職員の配置数の減により負担金が減少したものでございます。また、昨年度は一時保育運営事業費補助金として216万4,000円を計上していましたが、節12委託料へ変更しており、新規に保育士等処遇改善補助金に100万円、ふるさと給食助成金として24万8,000円を計上させていただいております。節19扶助費は前年度比20万8,000円の減で、南十勝発達支援センターの通所日数の減によるものでございます。説明欄（３）、出産・入学報償費は前年比65万円減額となっております。小中学校入学者の減少によるものでございます。説明欄（４）、子ども医療給付事業は、前年度比較57万8,000円の増額です。95ページを御覧ください。節19扶助

費、子ども医療費扶助費が前年度比較60万円の増で、給付実績により増額計上させていただいております。説明欄（５）、子育て応援施策推進事業経費は前年度比較95万7,000円減です。節10需用費で給食賄材料費156万6,000円は新規に追加、昨年10月から幼児教育・保育無償化に併せて村で副食費を負担しておりますが、国の基準外である年収360万円以上の世帯負担軽減のために副食費を計上させていただいております。節18負担金補助及び交付金、多子世帯保育料軽減事業は、前年度比較252万3,000円の減です。国による幼児教育・保育無償化が昨年10月より開始されたことに伴い、３歳児以上の保育料が発生しなくなったことから対象者がいなくなり、ゼロ歳から２歳児までの分のみを計上したことによるものです。

目２児童措置費は、前年度比較357万9,000円の減でございます。説明欄（１）、児童手当給付費等経費、節19扶助費前年度比較358万円の減で、支給対象児童の減や支給対象区分の変動の影響によるものでございます。

項３老人福祉費、目１老人福祉総務費は406万4,000円、前年度比較７万9,000円の増でございます。96ページをお開きください。説明欄（２）、敬老事業経費、前年度比較15万8,000円の増額で、敬老祝金が前年度より対象者が５名増加したことによるものでございます。

目２老人福祉センター費は、予算額5,290万4,000円、前年度比較521万2,000円の増です。説明欄（１）、老人保健福祉センター維持管理経費は、前年と比較して266万2,000円の増です。主なものは、節10需用費152万1,000円を増しておりますが、燃料費が前年比較118万8,000円の増で、燃料単価の値上がりによるもの、また光熱水費で16万8,000円は電気料の消費増税分の値上がりによるものでございます。97ページを御覧ください。老人保健福祉センター修繕費は、日常的修繕費として100万円を計上いたしております。節11役務費は前年度比較13万1,000円の増で、主なものは５年に１度の地下燃料タンク清掃料11万円を新規に計上したことによるものです。節12委託料は、前年比較85万8,000円の増です。老人福祉センターの警備業務委託料で18万2,000円、清掃業務委託料で74万7,000円の増が主なもので、人件費及び半年分の消費税の上昇によるものでございます。98ページをお開きください。節17備品購入費は、温泉の高圧洗浄機が経年劣化のため故障が多く、２台の更新を予定し、14万8,000円を新たに計上しております。説明欄（３）、老人保健福祉センター改修事業254万1,000円は、温泉井戸の水位計が故障により取替えが必要となったことにより、新たにこの額を計上しております。

目３老人福祉推進費は、予算額7,052万3,000円、前年比約150万7,000円の増でございます。説明欄（２）、介護保険事業特別会計繰出金、前年比較14万7,000円の増は、節27繰出金で介護保険事業特別会計繰出金の事務費分125万1,000円の減、介護給付費分で146万5,000円の増、地域支援事業費分で14万6,000円の増で、99ページを御覧ください。包括的支援事業・任意事業分で25万7,000円の増、事業分で48万8,000円の減となっております。介護保険の各事業のルール分の繰入れを行っております。説明欄（３）、高齢者在宅福祉サービス事業は、前年度比較88万6,000円の増で、主なものは節18負担金補助及び交付金、高

齢者等生活支援事業助成金で前年度と比較して90万円の増となっております。この要因としては、配食サービス事業費で92万3,000円の増で、配食食数の増によるものでございます。説明欄（5）、介護保険事業特別会計繰出金、臨時は前年度比較147万9,000円の増額です。消費増税に伴い、軽減対象者が第1段階から第3段階まで引き上げられたことにより、対象者が増加したためでございます。また、前年は老人保護措置費として216万円を計上しておりましたが、養護老人ホーム入所者が退所したため、全額減額しております。

項4 災害救助費、100ページをお開きください。目1 災害救助費、予算額16万3,000円、前年度比較1万3,000円の増額でございます。説明欄（1）の災害救助事業経費で、令和2年度より節1報酬で災害弔慰金等支給審査委員会委員報酬1万円を新規に計上したことによるものでございます。

以上で民生費の説明を終わらせていただきます。

○議長 款3 民生費の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

4番、松橋さん。

○4番松橋議員 94ページで学童保育所運営事業委託料、保育士も確保できましたよ、生徒というか、児童も集まりましたよと、増えますよということで増額になっておりますけれども、これはもう今3月入っていますから、どれだけ増えているか、前年度より増えるって今説明あったので、どの程度増えますか。

○議長 長 宮永子育て応援課長。

○子育て応援課長 今の予定ですけれども、40名を今見込んでございます。

（何事か声あり）

○子育て応援課長 失礼いたしました。

令和元年が当初40名で見込んでいたわけですが、今回69名を見込んで予定立っているところでございます。

以上でございます。大変失礼いたしました。

○議長 長 学童とか、そっちのほうはいいのですか。保育所だけでいいのですか。全てでしょう。

4番、松橋さん。

○4番松橋議員 要するに去年は先生が集まらなくて減額だよと、それで1年頑張ったと。今年は今確保していますよと、指導員というか、先生でしょうけれども、保育士も雇いました。それで40名から69名に学童のほうが増えたと。そしたら、今議長から言われましたので、せっかくだから、全体の総数も把握しているのでしょうか。

○議長 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 私の説明が悪かったと思うのですけれども、先ほど学童保育所の運営事業委託料につきましては前年度比較625万8,000円の増で、子ども・子育て支援交付金の基準額の増額と障害児の受入れ強化推進事業により加算されたものでございまして、障害児

の受入れ強化事業については昨年の当初予算では人員を確保できなかったと、それを6月の補正予算で確保できたということで、6月の補正予算で追加させていただいた。今年度は当初から追加していたということで私がご説明したものですから、ちょっと私の説明の仕方が悪くて申し訳ありませんが、学童保育所に関しては以上の要因で増加しております。

○議 長 関連でありますか。

5番、太田さん。

○5番太田議員 今年度の見込みは、昨年度から29名ふえた69名ということで、新しく学童保育所できるわけですが、そのときにマックスで収容できる人数も併せて教えていただけますでしょうか。

以上です。

○議 長 宮永子育て応援課長。

○子育て応援課長 今の予定では一応96名の予定を立ててございます。

以上でございます。

○議 長 ほかに関連でありますか。よろしいですか。

(なしの声あり)

○議 長 そのほか質疑ありませんか。

2番上田さん。

○2番上田議員 98ページの(3)、老人保健福祉センター改修事業、さっきちょっと聞き漏らして、申し訳ありません。説明あったのですけれども、この具体的な改築工事の内容をもう一度お願いしたいのですが。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 老人保健福祉センター改修事業費254万1,000円の件だと思っておりますけれども、温泉井戸の源泉の井戸の水位計が故障しておりまして、急に落ちたりなんかするとポンプが壊れてしまうという可能性があるということで、その水位計により水位を監視するというので、その水位計の取替えを予定しております。

以上です。

○議 長 2番、上田さん。

○2番上田議員 今の中身は分かりました。それで、実は私の聞きたいところは、老人福祉センターそのものが相当年数来ているものですから、前回も補正予算ありました。そしてまた、今現在たしか説明では3月の2日には風呂の部分でありましたよね、壊れたところ。それ直るということで専決処分しましたよね。今風呂止まっているものですから、どうなっているかちょっと私は分からないところなんですけれども、要するに古いですから、先々に予算計上やっぱりしていかなければならないと思うのです。例えばボイラー一つにしても、風呂にしても、それから補正予算のときちょっと質問させていただいたけれども、例えば今老人福祉センターでしたら駐車場が狭いというようなことで、住民からかなり言われてきています。今回の当初予算にそれも計上されていないものですから、それについて

でも含めて検討して早急に対応していかなければならないのだろうというふうにちょっと
思っているものですから、どんな施設でも古くなればそういった維持管理のやり方、特に
壊れる前にやっていく必要性があるのではないのかなというふうなことで、今言った駐車
場も1つつけ加えましたけれども、それについてちょっと質問したいと思います。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 施設の老朽化による更新工事等の関係なのですけれども、全部をやると
やはり億というお金がかかってしまいますというふうに見積もっております。それで、今
現在ポンプ等も順次交換していきますが、やはり古いものですから、どれから壊れるか分
からないという状況になっていまして、一応一昨年ですか、業者さんと話して全ポンプの
経年劣化度を調べてくれないかというお話をしましたところ、一回組み立てて、違うとこ
ろから水漏れを起こす可能性があるということで、壊れた部分からやっていくほうが現実
的だという提案を受けましたので、壊れた分からやらせていただきます。

先ほど温泉サウナなのですけれども、3月の2日に業者さん入りまして直しております
が、今現在新型コロナウイルスの対策関係で閉めさせていただいております。駐車場関連
ですけれども、今現在C C R Cの事業の中でも駐車場が狭いということがありまして、そ
ちらの事業の中でも駐車場の拡張についてはちょっと検討していかなければならないなと
いうふうに考えております。

以上でございます。

○議 長 2番、上田さん。

○2番上田議員 今の件で今質問したのは、全てが住民に直接関わることなのです。です
から、分かっていると思うのですけれども、先ほども言いましたけれども、ボイラー一つ
にしても何にしても耐用年数があるのです、やっぱり。だから、予算計上はしっかりと
していただきたいというふうなことで、そういう質問でありました。この件に関して
は答弁は要りません。そういったことでやっていただきたいということでもあります。

○議 長 4番、松橋さん。

○4番松橋議員 実は勉強不足で申し訳なかったのですけれども、社会福祉協議会への助
成金、これは前年から上がっているかどうか、1,841万何千円か上がっているのですが、い
つも社会福祉協議会には老人保健のほうではお世話になっている事実は分かるのですけれ
ども、先般もありましたのですけれども、名前は出しませんが、不正報酬で、社会福
祉協議会がですよ、国から指導、道から指導を受けたと発表ありました。それで、よその
町村でも、今は難しい時代ですから、デイサービスとかから撤退をして別の法人に、現実
に十勝管内でも起こっているのです。

それで、今行政と社会福祉協議会はどういう立場でお仕事をされて、例えばそういう不
正が起きると必ずその行政のトップも含めて指導を受けるわけですよ。更別で、もしそ
ういうことが、ないとは思いますが、あった場合とか。だから、どういう対応でやら
れているのか、説明できたらお願いをしたいのですけれども。

もう一つあります。例えばその監査は特別、協議会ですから監査委員がいるのでしょう。その人たち、監査がいるということは、行政はその監査委員に対してものは言えないですよね、結果として内部監査がいるものに対しては。そういうことなのでしょう、独立した組織だから。どういう体制で今やられているか、分かるように説明してください。

(「答弁調整に時間下さい」の声あり)

○議長 長 答弁調整のために暫時休憩いたします。

午前 11 時 52 分 休憩

午前 11 時 54 分 再開

○議長 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 社会福祉協議会、先ほど言ったとおり会計事業に関しましては、監査がいまして定期的に監査を行っているということで、その面に関しては村からは、問題が起これば別ですけども、通常時においては村からそれを調査することは今のところはありません。そのほか各種事業については、定例的に行っているものについては毎月、村から委託している事業については定例的に行っているものについては毎月事業報告をいただいておりますし、管理委託している温泉については毎日日誌等で確認している。そのほか、年次で報告いただいているもの、また当初予算策定時には社会福祉協議会から細かな事業予算と人件費の関係、それから消耗品等全てのやつと会費見込みを全てチェックいたしまして、お互いその中でこの部分は削れないかという話合いの下、毎回計上させていただいているところです。

以上です。

○議長 長 4 番、松橋さん。

○4 番松橋議員 それは、予算申請は当然上げてもらわなければ、どういう仕事を何ぼ、お願いするほうにはそれは当然だと思います。確認させてもらいますけれども、監査委員がいるところには監査は行政は入らないということですね。原則的に監査はしないというのですね。注意もしない。指導もしない。そしたら、どうしてよその町村みたいに介護報酬の不正がその社協であつたら国からなり道から注意、監督があるのですか。

○議長 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 社会福祉法人に対するそういう監査とか指導監査については、社会福祉協議会については振興局のほうが直接まず入ってくるということになります。社会福祉法人に対するもので市町村許可のものについては市町村が監査入っていきますけれども、市町村許可のものではないものについては上部機関が入ってくるということになっております。

○議長 長 4 番、松橋さん。

○４番松橋議員 分かりました。直接振興局から、そのことに対しては監査というか、事業調査があると考えていいのですね。そういうことですね。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 もちろん市町村も立会いは求められることになると思います。直接指導権限があるのは、北海道のほうになります。

以上です。

○議 長 ４番、松橋さん。

○４番松橋議員 村として行政指導はあり得ないと考えてよろしいのですね。大事なところだから、確認をさせてもらわないと。何やっても、監査委員のいるところには、その監査委員は当然立場のある人が入っているのしょうから、そこにはさわれませんよ。この一千八百何万の使い方は、予算審査を通ればあとはゼロ査定でよろしいですよって、単純に言えばですよ。違うのかな。余したから戻してくださいももちろんないでしょうし、そういうことで理解してよろしいのですね。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 事業補助金に関しましては、３月の補正でもやりましたように、少額ですけれども、余った段階で５万円を減額させていただくということもやっております。それは、通常のお金の使い方と事業の社会福祉協議会から報告を受けて、例えば住民への講演ですとか何かが例えば５０万のやつが４０万で終わって、その１０万円は例えば落ちます。それで、社会福祉協議会の持ち出し何ぼ、村の持ち出し何ぼという形で、その分は減額して補助金は交付しないということにはしております。

以上です。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで款３民生費を終わります。

ここで昼食のため１３時３０分まで休憩いたします。

午前 １１時 ５９分 休憩

午後 １時 ３０分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎発言の訂正

○議 長 ここで、休憩中に先ほど民生費における太田議員の質疑、学童保育所の最大収容数に対する答弁の訂正について宮永子育て応援課長より発言を求められましたので、これを許します。

宮永子育て応援課長。

○子育て応援課長 先ほどの答弁の中で人数、額等の定員ですが、96人と言いましたが、90人の誤りでありました。ここに訂正し、深くおわび申し上げます。

失礼いたしました。

○議 長 説明が終わりました。

太田議員、よろしいでしょうか。

○5番太田議員 はい。

○議 長 この件は終了いたします。

◎日程第4 議案第18号ないし日程第9 議案第23号（続行）

○議 長 款4衛生費に入ります。

補足説明を求めます。

佐藤住民生活課長。

○住民生活課長 衛生費の補足説明をいたします。

101ページを御覧ください。款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、予算額945万5,000円。前年度比較70万円の増額です。説明欄（1）、乳幼児医療費給付費、前年度比較4万円の減額です。主なものは、節11役務費の乳幼児医療費審査支払手数料、前年度比較4万1,000円の減額で、本年度の実績により推計し、件数を減らして計上したことによるものです。説明欄（2）、医療施設等運営補助金は前年度比較56万円の増額で、主なものは節18負担金補助及び交付金、帯広厚生病院運営費補助金の増額で、帯広厚生病院の不採算部門である救急救命センター、小児救急医療、周産期医療、小児医療の収支不足額について補助するものであり、補助上限額を2億8,600万円とし、帯広市が70%の2億20万円、町村が30%の8,080万円を患者数割と均等割で負担することとしております。説明欄（3）、未熟児養育医療事業は、本年度の実績から推計し、18万円を増額して計上しております。

目2予防費、予算額1,569万9,000円、前年度比較33万5,000円の増額です。説明欄（1）、感染症予防対策事業は、前年度比較62万1,000円の減額で、102ページをお開きください。節12委託料で結核検診委託料を後期高齢者健診や総合健診に組み込んだことにより、67万円全額を減額しております。説明欄（2）、予防接種事業経費は、前年度比較74万1,000円の増額です。節12委託料、各種予防接種委託料で84万円の増額は、肺炎球菌予防接種の対象の65歳以上の最初の1回目は無料の措置が延長されたことに伴い、接種件数の増加を見込んで計上したことによるものです。インフルエンザ予防接種委託料は、接種実績に基づき12万円減額計上しております。説明欄（3）、子ども予防接種事業経費、前年度比較85万5,000円の減額で、主なものは節10需用費の予防接種薬品費で50万3,000円、節12委託料の各種予防接種委託料で35万2,000円の減額で、接種人数の減によるものです。説明欄（4）、緊急風しん抗体検査等事業は、昨年度は政府の緊急対策となり、補正で追加いたしましたが、令和2年度は当初から計上し、107万1,000円の追加で、対象者は40歳以上58歳未満で、220名を計上しております。

103ページを御覧ください。目3環境衛生費は、予算額2,260万5,000円、前年度比較362万9,000円の増額です。説明欄(2)、環境衛生対策経費は、前年度比較28万5,000円の減額で、主なものは節10需用費、消耗品費で28万1,000円減額で、昨年は蜂駆除用防護服の更新に係る経費を計上しておりました。104ページをお開きください。説明欄(3)、火葬場維持管理経費は、前年度比較20万8,000円の減額です。主なものは、節12委託料、火葬場火葬及び管理業務委託料で32万6,000円減額で、実績によるというものでございます。105ページ御覧ください。説明欄(5)、リサイクルセンター維持管理経費は、前年度比較217万1,000円の増額で、主なものは節12委託料、106ページをお開き願います。資源物運搬・処分委託料で前年度比較205万3,000円増額で、落ち葉等運搬中間処理費用分でございます。説明欄(6)、火葬場改修事業245万9,000円は、送風機の交換及びコンプレッサーの修繕費を計上したものです。

目4診療所費は、予算額1億3,231万8,000円、前年度比較1,008万7,000円の増額です。説明欄(1)、歯科診療所維持管理経費は、前年度比較175万2,000円の減額で、その主なものは節12委託料で歯科診療所管理運営委託料を200万円減額したことによるものです。107ページを御覧ください。説明欄(2)、特別会計(診療施設勘定)繰出金は、前年度比較517万9,000円の減額です。節27繰出金、特別会計診療施設勘定繰出金、公債費分で前年度比較50万円の増額、一般病床分で265万8,000円の減額、救急病床分で203万7,000円の減額、その他運営補てん分で98万4,000円の減額です。説明欄(3)、歯科診療所医療機器購入事業は新規に計上したものであります。現在歯科用X線装置は平成20年度に入れ替えたものであり、故障が多くなっているとともに、画像の解像度も低く、新しい歯科診療には対応できないため、歯科用の3DCT装置に更新するとともに、患者数の増大により滅菌器が不足しているため、1台追加し、訪問診療患者に対してのカンファレンス時に使用する経鼻内視鏡に対するVTTRを購入するものです。

目5保健推進費は、予算額2,429万7,000円、前年度比較335万2,000円の減額です。説明欄(1)、母子保健事業経費は、前年度比較200万4,000円の減額で、108ページをお願いいたします。主なものとして節12委託料、母子保健事業委託料で妊婦一般健康診査委託料で172万4,000円の減額が主なものです。説明欄(2)、子育て世代包括支援センター運営事業費は、前年度比較38万1,000円の増額で、栄養士、助産師、発達支援相談員が会計年度任用職員として位置づけられ、節1報酬、節3職員手当等の合計額が昨年度の節7賃金の合計より29万9,000円増加したことが主な要因でございます。109ページを御覧ください。説明欄(3)、健康増進事業は、前年度比較48万5,000円の減額で、主なものとして、節10需用費の消耗品費の11万4,000円の減は歯科健診用消耗品の購入減によるもの、節12委託料、各種健診委託料の34万8,000円の減額は実績による健診受診者数の減によるものでございます。説明欄(4)、保健指導活動事務経費は、前年度比較114万9,000円の減額です。これは、育児休業中の代替保健師分の賃金が育児休業の終了により108万4,000円の全額を減額したことが主なものです。110ページをお願いいたします。説明欄(5)、がん検診の総合支援

事業は、前年度比較 7 万 9,000 円の減額で、要因として節 12 委託料、各種健診委託料の 5 万 4,000 円の減が主なもので、子宮がん検診の対象者の減少によるものです。

項 2 清掃費、目 1 し尿・塵芥処理費、予算額 2,562 万 8,000 円、前年度比較 526 万 4,000 円の増額です。111 ページを御覧ください。主なものとして、節 12 委託料、し尿収集運搬業務委託料で 453 万 8,000 円、し尿処理手数料徴収業務委託料で 43 万 6,000 円を新たに計上したものであるものでございます。この業務につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律でし尿処理業務が市町村に雇用事務、処理責任が定められておりますが、処理施設を持っていないことから、希望する業者に収集運搬の許可を与え、許可した業者ができる範囲内で業務を行っていましたが、下水道等の整備による業務の減少の影響を受け、し尿の収集運搬が非効率になっていき、業務の継続が難しい状況となってきたことを受け、許可制では業者は採算が合わなければ撤退することが自由にできることから、村は業務を安定的に継続させなければならないことの検討を行わなければならない、委託化することで業者に業務を遂行させることができることから委託を選択し、し尿収集運搬業務委託料として計上したものであります。それに伴い、し尿手数料を徴収し、村に納付する業務につきましても、許可制の場合は手数料の収入は収集運搬を行った業者の収入となっているところですが、委託することに伴い村の収入となることから、し尿処理手数料徴収業務委託料を計上するものでございます。

項 3 上水道費、目 1 簡易水道費は、予算額 913 万 6,000 円、前年度比較 314 万 4,000 円の増額です。説明欄 (1)、簡易水道事業特別会計繰出金、節 27 繰出金の基準繰出分で 194 万 4,000 円の増、説明欄 (2)、簡易水道事業特別会計出資金 120 万円は錦町消火栓改修工事分として新規に追加したことが主な要因です。

項 4 下水道費、目 1 下水道費、予算額 9,371 万 9,000 円、前年度比較 749 万 4,000 円の減額です。説明欄 (1)、公共下水道事業特別会計繰出金、節 27 繰出金の基準繰出金で前年度比較 121 万 1,000 円の増額、財源補てん分は 63 万 7,000 円の減額となっております。説明欄 (2)、公共下水道事業特別会計出資金、節 23 投資及び出資金で前年度比較 806 万 8,000 円の減額で、起債償還分で 231 万 2,000 円の減、整備費分で 575 万 6,000 円の減となっております。

項 5 衛生諸費、112 ページをお開き願います。目 1 複合事務組合費は、予算額 1,240 万 9,000 円、前年度比較 84 万 2,000 円の減額です。これは十勝圏複合事務組合の負担金で、説明欄 (1)、十勝圏複合事務組合負担金は、くりりんセンターなどの運営分で 17 万 7,000 円の減額、説明欄 (2)、十勝圏複合事務組合負担金、建設分はくりりんセンターの施設整備分担金等で 66 万 5,000 円の減額となっております。

以上で衛生費の補足説明とさせていただきます。

○議 長 款 4 衛生費の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

2 番、上田さん。

○ 2 番上田議員 ページは 108 ページの母子保健事業委託料の減額の中身であります。172

万4,000円、昨年と比較して減額になったというようなことなのですからけれども、このことによって母子保健に差し支えがあるのか、ないからこういうふうに行ったとは思うのですけれども、どういう状況でこうなったのか、もう少し説明願いたいと思います。

○議 長 答弁調整のため暫時休憩します。

午後 1時45分 休憩

午後 2時00分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

宮永子育て応援課長。

○子育て応援課長 大変失礼いたしました。

妊婦健診なのですから、昨年48件の見込みでいましたけれども、今回30件ということの実績でございます。今回実績で30件ということで見させてもらっているための減ということになります。

以上でございます。

○議 長 2番、上田さん。

○2番上田議員 この件は分かりました。

111ページの一番上の委託料の中のし尿収集運搬業務委託料、それからそれに伴う収集業務の委託料ということで、先ほど説明いたしておおよその流れは分かったのですけれども、ちょっと質問させていただきたいのは、このし尿くみ取りの方法としては委託と許可制ということで2つの方法があるということだと思うのです。更別においては、従来から許可制で業者に任せてきたという経過がございます。それで、十勝管内の状況は多分知っているかと思いますが、委託をしているところは19市町村の中で6町村です。その中に更別が入ってくると思うのですけれども、いまだにというか、ほかの町村でもまだ許可がやられている中で、委託をどうしても思い切ってやらなければならなかった理由、その辺をもう一度説明いただきたいのと、それから収集の料金の徴収に当たってどのような形で村に入ってくるのだというようなことです。例えば業者が収集をして、そして現金をもらって、そのまま納付するのか、それともされた人に業者の人が切符を切って渡すのか、それとも事後で村から送るのか、その辺ちょっと分からないものですから、その辺の流れについても説明願いたいと思います。

○議 長 佐藤住民生活課長。

○住民生活課長 今お話にありました。今まで許可制で行われていたと、また委託と、確かに2つの方法がございまして、今までは村としては許可制のほうを選択して業者のほうに行かせていたということでもあります。このたび経営、本当に少なくなってきた。特に更別は件数的に少ないと、人口も少ないですし、数量的にもかなり少ないということもあります。参考に、戸数からいきますと15年ぐらい前は468戸ありました。ところが、現在では

163戸、推定です。300戸以上減っているということで、減り方がかなり大きくなってきたというのもありまして、かなり経費的に圧迫をさせていたというのが現実的にあります。国の方針としては、この業務に関しまして確かに先ほど言われました村としてやらなければいけない事業だということも踏まえまして、許可のままではこのままだと撤退されてしまうということもあって、委託業務することに伴い遂行させたいということから選びました。もう一つ、料金についても村は一応管内上位ということもありまして、これ以上の金額を上げることもできないというのも一つの要因となっております。

あと、徴収の方法ですけれども、徴収の方法につきましては現在やっている、受けて、その場でいけばそのまま頂いてきて、そのものを村に納付していただくと、現金で頂いて、それを頂くというような方法をとっていききたいなということで考えているところであります。

○議 長 2番、上田さん。

○2番上田議員 今料金の話もちょっと出ましたので、改めて言わせていただきますけれども、上位というよりも管内一番高いような状況であることは事実だと思うのです。下水道をつけた段階でこういったことは想定されていたかとは思いますが、減ることに関しては、ただ、料金に関しては、十勝管内の平均値を見るとかなり高くなっているわけだから、今回委託業務になるということになると、くみ取り料金に関しても管内平均を取るか取らないか。取らないかというよりも、やっぱり再検討の必要があるのだろうなというふうに私は思っているところであります。その辺検討の余地があるのかどうなのかということが1つと、それから徴収の際に、業者を信用しないかというのではなくて、事故防止のためにやっぱりチェック機能が必要なのだろうなというふうに思うわけであります。要するに何リッター徴収したから幾らいただきますよって、これ当然なのですけれども、それを誰がどういうふうにして最終的に確認できるのかなというのがちょっと気になるものですから、その体制についても併せて伺いたいと思います。

○議 長 佐藤住民生活課長。

○住民生活課長 今ありましたように管内上位ということでありますので、これについては今後については、数年か分かりませんが、検討の余地はあるのかもしれません。これについては、管内の情勢を見ながらということで、今後ちょっと考えていきたいなというふうに考えております。

もう一つの徴収方法につきましては、今は頂くということですが、チェック機能としましては、村に取ったリッター数と金額についての報告をまずいただくということで、それを見ながら、また徴収したときの差ですか、それを引かれてその差が一緒ということのチェックをさせていただきたいということで、機能を果たしていければなというふうに考えているところであります。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで款4衛生費を終わります。

款5労働費に入ります。

補足説明を求めます。

本内産業課長。

○産業課長 それでは、労働費について補足説明させていただきます。

113ページをお開きください。款5労働費、項1労働費、目1労働諸費、予算額513万6,000円で、前年度と比較しまして21万5,000円の増となっております。増額の主な理由ですが、説明欄(1)、雇用対策事業の外国人雇用対策事業助成金で、前年度は補正予算により追加した新規事業でございましたが、今年度は当初予算計上としたことが増額の要因となっております。

以上で労働費の補足説明を終わります。

○議 長 款5労働費の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで款5労働費を終わります。

款6農林水産業費に入ります。

補足説明を求めます。

本内産業課長。

○産業課長 それでは、農林水産業費について補足説明をさせていただきます。

115ページを御覧ください。款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費、予算額2,832万3,000円で、主に人件費の増加分で前年度より312万円の増額となっております。

116ページを御覧ください。目2農業振興費、予算額、1億6,226万4,000円で、前年度と比較しまして617万8,000円の減額となっております。117ページの説明欄(5)、環境保全型農業直接支援事業において国の交付金単価の見直しにより229万6,000円の減、説明欄(6)、多面的機能支払交付金事業において、鉄南地域の活動組織が5年を経過したことから交付単価が減額となりまして、322万5,000円の減額となっていることが主な要因でございます。

118ページを御覧ください。目3農地費、予算額1億3,251万7,000円で、前年度と比較しまして2,403万3,000円の減額となっております。119ページの説明欄(2)、明渠排水業務経費の節14工事請負費の明渠排水改修工事費は、平成30年度から着手しておりました東12号明渠排水路整備が最終年となり、残区間分の工事費となったことから3,867万8,000円の減額となっております。

なお、農地費に係る建設事業概要につきましては、一般会計予算資料の3ページ及び4ページに記載がございますのでご参照いただきたいと存じます。

120ページを御覧ください。目4畜産業費、予算額2,546万8,000円で、前年度と比較しまして372万7,000円の増額となっております。増額の主な要因は、121ページの説明欄(3)、

村営牧場維持管理経費で入牧希望頭数の増加に伴いまして必要経費を増額計上したことによるものでございます。

122ページを御覧ください。目5ふるさとプラザ費、予算額2,212万6,000円で、前年度と比較しまして57万9,000円の減額となっております。全額ふるさと館の維持管理経費となっております。減額の主な要因は前年度計上しておりました備品購入費86万3,000円の皆減によるものでございます。124ページを御覧ください。説明欄、節12委託料の加工研修室機器保守点検委託料5万5,000円は、新規に計上したものでございます。

目6 プラムカントリー費、予算額1,899万9,000円で、前年度と比較しまして523万3,000円の減額となっております。説明欄(1)、プラムカントリー改修事業の節12委託料のどんぐり公園遊具更新工事実施設計委託料は、令和3年度に計画しております遊具のリニューアルに伴う実施設計を行うもので、236万円を新規に計上しております。一般会計予算資料の最終ページにイメージ図がございますので、ご参照いただきたいと存じます。なお、実施設計、本体工事ともに過疎対策事業債を財源として実施する計画となっております。節14工事請負費のプラムカントリー改修工事費は、現在砂のバンカーの施設となっておりますが、こちらをグラスバンカーに改修するものでございまして、今年度は東コース分10か所の改修費用として24万7,000円を新規計上しております。説明欄(2)、プラムカントリー管理経費は、前年度計上しておりました備品購入費683万7,000円の皆減などにより大きく減少しております。

125ページを御覧ください。項2 林業費、目1 林業振興費、予算額931万1,000円で、前年度と比較しまして385万7,000円の増額となっております。説明欄(3)、森林環境譲与税活用事業367万円は、前年度は補正予算で新規計上したところでございますが、今年度から当初予算計上となっております。126ページ御覧ください。節18負担金補助及び交付金において、民有林の森林整備を推進するため、造林経費の自己負担軽減を図る公費造林等推進事業助成金を新たに創設し、実施することとし、59万5,000円を計上しております。全額森林環境譲与税を財源としておりまして、残余金につきましては森林環境譲与税基金に積立てをするものでございます。説明欄(4)、林業行政事務経費、計上分の節18負担金補助及び交付金の北海道林業・木材産業人材育成支援協議会賛助金につきましては、林業の担い手を育成するために本年4月に開校する北海道立北の森づくり専門学院の研修事業等を支援するために設立されております北海道林業・木材産業人材育成支援協議会の賛助金として3万円を新規に計上しております。説明欄(5)、自然保護対策経費は、自然保護地区監視員の廃止に伴い、前年より1万2,000円の減となっております。

以上で補足説明を終わります。

○議長 款6 農林水産業費の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

7番、織田さん。

○7番織田議員 117ページの新規就農支援事業についてなのですが、これ来年度2

名予定していると聞いたのですけれども、その点も絡めまして、現在2名の方が研修を行っていると思うのですけれども、実践研修受けているわけなのですけれども、その進捗状況と今現在受けられている方がいつ研修を終えて新規就農者になるのかをまずお願いします。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 今年度から実施しております新規就農の研修事業でございます。現在実践研修にお二人の方が畑作農家の方で実践をされているところでございます。1名の方は昨年6月から、もう一名の方は昨年9月からということで、それぞれこの3月から3期目、4期目の研修期間に入っているところでございます。残り、実践研修につきましては3か月を1期として1年間、4期分ということでございますので、お一人の方は残り3か月、もうお一方は残り6か月、実践研修期間が残っているところでございます。これらの方につきましては、現在研修を受けていただいているところでの最終の評価を見ながら、この後の就農研修の樹立に向けて支援等、研修にも励んでいただいているところでございます。

就農の時期につきましては、この後は実践研修を終えた後は就農計画を立て、就農研修に移行していくという事業計画でございますが、就農計画期間を全体で3年間と位置づけしておりますことから、実践研修を1年間経過した者は残り研修期間が2年しか残らないということになります。この2年後に速やかに就農につなげられるかというところで若干課題もございまして、研修を始めた時期、また就農の切替えのタイミング、こういったところから最終的に就農に至るところから逆算をした中で研修期間の設定をしていきたいというふうに現在は考えているところでございます。したがって、今のところまだいつ、何年の何月から就農するというのが正式に決まっているところではございませんが、この後の研修を進める中で過不足のないように就農につなげていきたいというように考えているところでございます。

また、新年度につきまして新たにお二人の方、これは1組2名ということになりますが、実践研修の希望を今受けているところでございます。この方々につきましては、昨年度体験研修に1週間強、こちらのほうに来られておりまして、この6月から更別村に来て畜産農家で実践をするというような計画でございます。今現在お二人ともお勤め中ということで、会社のほうを退職した中で、こちらのほうでの就農を目指して来られるということでございますので、この後実践研修を開始し、また引き続き就農研修につながるよう、事業のほうを進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議 長 7番、織田さん。

○7番織田議員 恐らく令和5年度あたりから新規就農に結びつけていくのだらうと思いますが、村内ここ一、二年、大変GPSトラクターなどが増えてきてまして、また無人トラクター、AIの作業機にも強い関心が集まっております。そして、今年から、先ほどの事業にちょっと戻ってしまうのですけれども、スマート一次産業の実践に向けた近未

来技術等社会実践事業の成熟な展開を図っていくという形で事業を進めていくということになっていると思います。スマート農業が進めば、昨年でしたか、村長も1戸当たり将来的には2,000万円ぐらい増収するのでないかという話もありまして、若い方、特に将来の農業に希望を持っている方にとりましては大変期待の持てる話でありまして、収入が増えるということは、イコール反別を増やして規模拡大をしていくということだと思ふのです。スマート農業ということの普及ということは、特にAIなどが普及していきますと女性でもトラクターに乗って作業できると。農家全体としては非常に作業効率が上がるので、ここへきて皆さん規模拡大への意欲がすごく高まってきているわけなのです。

そういうことを考えますと、一方ではこれ以上農家は減らさないのだということで、農家の減少は人口減につながる、あるいは地域が衰退するという意味もございまして、新規就農支援事業というものに取り組んでいるのですけれども、ここでこの2つの事業というのは、更別村の農地1万1,000ヘクタール、これ以上増えるわけでもございません。この中で新規就農を入れてくという考え、悪くはないのです。それから、先ほど言いました近未来何とか事業でスマート農業を進めていくということは、やはり農家の方は規模拡大ということで意欲が燃えているわけなのです。この2つの事業を同時に進行していくということになるときの整合性というのですか、ちょっと私考えても、片方では増やす、片方では減らすわけにはいかないからという進め方なののですけれども。その整合性をどうつけていくのか説明願いたいと思います。

○議長 本内産業課長。

○産業課長 ただいまの質問でございます。ある面から捉えれば、AI化、スマート農業化をすることで人が減っても農業ができるというようなところに向かわれているというようなことにも取られる要素もあるかも知れませんが、村の農業の将来的なものとしまして、やはり人がなければ地域の中でいろんな産業が育たないということは基本として考えてございます。その中で、まず人ありきで人材も投入していかなければならない。その中で、限られた人の中でより生産性を高めるための技術につきましても積極的に取り入れる必要があるというように考えておりますので、相反すると申しますか、今後の農村地帯のあり方として新しい方を入れての就農機会、またいろいろな新技術を取り入れた産業の発展というものも併せて進めていくものというように捉えて進めているところでございます。以上です。

○議長 7番、織田さん。

○7番織田議員 農業をする側といたしましては、限られた土地の奪い合いとは言いませんけれども、必要性を考えたときに考え方によっては違いもいろいろあるのですけれども、どうかなという部分はあるのですけれども、ここで1つ、次に新規就農事業です。研修者の受入れは始まっています。そして、令和5年頃ですか、その辺から新規就農という話になっていくと思うのですけれども、いざ実際新規就農になりますと、すぐ始めますってできるものでなくて、恐らく一、二年前から新規就農の準備を進めていかなければならない

ということになります。更別には耕作放棄地も遊休農地も全然ありませんし、その中で先ほど言われたようなことと併せまして、まず土地の確保、次にAIとかスマート農業もある部分でありますので、機械の購入、あるいは酪農家にすれば、近代的になると搾乳ロボットの購入などになると相当の施設投資も必要になりますし、またその辺に対する資金というのも恐らく1億円を超える大変なものとなると思うのです。

これ見ますと、令和5年から6年で2人、またその後今年も、2年ですか、新規就農を受け入れられるとなるとまた2人。実際このようにコンスタントに新規就農を入れていくことが私はかなり難しいと思うのですけれども、この計画立てた中では可能という形で計画は立てていると思うのですけれども、それに対する幾ら協力農家がいるといえ、2人、2人という数字は私はかなり厳しいと思うのです。その辺の将来展望というか、大丈夫ですよとかいう部分がなければ、やはりこれから入って新規就農を希望される方も大変だと思います。その辺を考えた中で可能なかどうか、努力するということになるかもしれませんけれども、一言お願いします。

○議長 本内産業課長。

○産業課長 おっしゃるとおり、本村の平均規模の農業スタイルから考えますと、初期投資が1億程度かかるというのは従前から言われているところでございます。そういったところがこれまでの新規就農を進めていく上で本村がなかなかその事業でうまくいってこなかった一つの要因にもなっているものというところから、一昨年、更別村新規就農者受入特別措置条例を改正し、平均以下でも可能性のある方、希望のある方々を本村の地域で受け入れられるかどうかを研修をした上で見極めていきたいというところで事業をスタートしているところでございます。

確かにおっしゃるとおり研修生が、我々も事業初年度ということで、農業人フェア等にも行った中でPRをしてきて、体験研修からスタートということで始めたわけですが、初年度からお二人の方が実践に入っただけだと、非常にありがたい話になってきているところでございます。また、引き続き、このお二人は畑作ということでございますが、引き続き減少の著しい畜産農家の方のご希望も出てきたというところで、ここにつきましては積極的に受入れをして、この後の新規就農につなげていきたいと、ぜひにということで考えているところでございます。確かに一時期に3組4名の受入れをしていくということになりますので、当然順調に皆さんが就農に適切な時期に結びつくかどうかはこの後の研修次第というところもあるところではございます。極力早めの就農につなげていけるように事業自体を支援をしていきたいというふうに考えているところでございますが、こちらで想定していたシミュレーションからあるとき外れることも場合によっては出てくることも想定されております。そういったときには柔軟に対応した中で、年数が延びることも視野に入れながら、その間の生活支援等も含め、研修の継続を含め、いろいろなところでまた関係機関、また研修受入れ農家の方々とお話ししながら進めていきたいというふうに考えているところでございます。

いずれにしても、本村での新規就農、この後またどんどん、どんどん来るものを全て受入れしていくというのは、こちら支援をするにも人手の問題もございまして、今3組4名を受け入れている間は積極的に次から次という話にはならないものかなというふうにも考えているところでございますが、条件が整って受入れ先もあるということでございましたら、その場合にはまた速やかにつなげてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議 長 7番、織田さん。

○7番織田議員 私なぜこのような質問するかというと、ほかの町村でも大変この問題は難しく、難航しているという話が随分聞こえてきております。今課長からも、次から次に入れるということは考えていないという話もございました。今回今年も2名入り、また来年も2名ということなのですけれども、できれば私は少し間隔を空けて、今入っている2名の方が2歩も3歩も前に進みまして先が見えてから次の人を受入れするというような、余裕というか、猶予を考えていったらどうかと質問いたします。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 確かに実績を1つずつ積み重ねながら進めていくというのが一番分かりやすいといえますか、堅実な形かなというふうに思っております。ただ、就農に向けては、今実践研修の段階の方々が実際に就農されるのに少なくとも2年程度は、短くともそのぐらひは、この後就農研修の期間が2年以上残っていますので、そのぐらひはかかることになります。この方々が実際に就農するめどが立った暁にまた次ということになりますと、今からまた3年後、一からの方を迎え入れるというようなところでもございまして、今回たまたま次に来られる方々が今研修に入っていない畜産分野ということもございまして、畜産分野につきましてもあと3年待ってから誰かを入れるというのがちょっと時期的にもその時点からでは間に合わないのではないかとというふうにこちら判断しておりまして、昨年体験研修を受け入れていただいた実績から、この方々であれば受入れをして早めの就農につなげていけるのではないかと、こちら期待もして受入れをしていきたいというふうに考えているところでございますので、ご理解をいただければと思います。また、この後の次の受入れ等につきましては、ご意見参考に慎重に判断してまいりたいと考えております。

○議 長 4番、松橋さん。

○4番松橋議員 若干中身の説明を求めます。117ページの環境保全型農業直接支援事業、それから次に多面的機能支払交付金事業、これ恐らく永遠に続くものではないとは思っているのですけれども、国の考えで。それで、最近気になるのですけれども、前の交通法規の変更で、今3地区ですか、ほかの地区は知らないのですけれども、道路の草刈り作業で機械を導入しましてやっているのは事実なののですけれども。ところが、最近交通法規の改正から何かで、前は軽トラで挟んで草刈っていたのですけれども、今の状況と、それとたしかこれOB職員、行政もJAもそうですけれども、3人ぐらいで事務作業をしていると思

うのですけれども、それでその中身について事業内容を含めて検証されていることは事実でしょうけれども、風じん災害とか病気とかは承知しているのですけれども、その辺も詳しく説明願います。

○議長 長 本内産業課長。

○産業課長 ご質問いただきました環境保全型農業直接支援事業と多面的支払交付金事業でございます。まず、この2つの事業は、平成27年度に日本型農業直接支払支援事業ということで法律化されてございます。なので、この法律が続く以上この2つの事業は継続されるものというふうに思っているところでございます。

また、事業の中身、多面的機能支払交付金事業の内容についてということでございますけれども、現在事務局につきましては更別の中では取組をさせていただいている団体が大きく3つの団体、鉄南、鉄北、上更別でそれぞれ団体を組んでいただいております。それぞれの事務をそれぞれのところで団体が事務を担うというのが事業の基本でございますが、本村の場合全村が網羅されているということもありまして、その3団体でさらに事務局を引き受ける支援会というものを立ち上げていただいて、そこに職員を雇用しております。その支援会が各団体からその事務の委託を受けて事業をしているという流れでございます。現在正職員、常勤が2名とパートが1名という3名体制で行われております。事業費については、各団体に案分で委託料の負担をさせていただいているというような形になってございます。その経費も全て交付金の対象ということになってございます。

また、もう一つご質問のありました道路の草刈りと道路交通法の絡みでございますが、これは従来から道路交通法上、反対側通行といいますか、そういったものに関しては規制がございます。道路を閉鎖した上で、しかるべき措置を取りながら草を刈ることなら問題はないのだけれども、通常の車両の通行上、法律上これまでも規制があったところでございます。また、牽引する重機、車両の機械等、これも道路交通法はいろいろなパターンがございますが、車検を取っていないものに関しては道路の通行ができないというような規定も従来どおりでございます。今般農業用機械の関係に関しては一部拡大されて規制緩和がされたところでございますが、その他のものは従来どおりということで、数年前にそういったことが管内的にも指摘をされて、草刈り等のことが警察のほうからも指摘があって、そういった通知が全道的にも通知がされたところで、こちらとしても団体のほうとも協議しながら適切な運営に関しての見直しを求めたところでございます。事実上、現在の機械で作業する上では道路を閉鎖しながらということで、そのあたりは工夫をしつつ、また舗装道路で右側、左側がはっきり分かれているところは反対側通行ということになるのですが、砂利道のような中央線がなく右、左の区別のない道路に関しては反対通行とまでもいいかない運用もございますので、できる箇所、できない箇所を区分けしながら取り組んでいただいているところでございます。

以上です。

○議長 長 4番、松橋さん。

○４番松橋議員　今答弁されたことがそのまま、そのとおりだと思いますけれども、最近何年か前からそういうことがあったから、ちょっと気になっているのですけれども、特に舗装のされていない農道、余りきれいではないですね、正直言います。本当に豊かな村の更別に似合わないの、それは事業の中でそれでいいのか。例えば号線なんかでは、役場が直営とは言わぬですけれども、委託しているのでしょうか、これ全然違います。それはそれでしょうがないと言えばそれまでなのですけれども、交通法規に逆らうということはこれ絶対できませんから。これは、ヨーロッパとか行ったら、ちょっと話飛んで悪いけれども、大きなトラクターでこんな長いので本当にきれいに排水まで刈っていますよ、きれいに。だから、やっぱりそういう考えも、将来的にこれずっと続くのであれば、続かなくてももう交付金も減らされていますけれども、注意はしませんけれども、気になります。一応それで終わります。

○議　　長　本内産業課長。

○産業課長　ご指摘のところ、取組団体ともお話ししながら、ただ取組団体の方自らが、農家の自らが農村景観の整備ということで取り組んでいただいております。農作業の合間ということもありますので、できる範疇での活動ということをしていただいています。また、費用のほうも交付金単価も減ったり、限られた中での活動ということもございますが、景観整備等を含めましては行政側からの視点からも対応できるところは考えてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議　　長　６番、安村さん。

○６番安村議員　125ページお願いいたします。林業振興の関係でのご質問させていただきます。

備考欄に一番下の欄、(３)番、森林環境譲与税の活用事業という形で記載されておりますけれども、昨年この税が導入されたということで、今年本格的に満度の事業費が当たるという形でございますけれども、昨年も多少そういう面での質問をした経過があると思うのですけれども、本事業への取組の部分のこの税を使うための事業というものがなかなか難しいのではないかとという中で、更別村としてどう取り組んでいくのかという課題提起もさせていただいた思いではあります。今回の計画で見ますと、申し訳ございませんけれども、次のページになるでしょうけれども、推進事業の助成金が59万5,000円ということで、その他につきましては、申し訳ないですけれども、環境税の基金の積み上げということになってございます。

この在り方について、どこかで更別の森林を確保する、あるいは維持するという部分から見ると、どうも昨年の中で話題提起している中では妙案がなく、基金積立てという形にほとんどの金額がなっているという形は、私としては今後の対応も含めて、次年度以降の対応も含めてちょっと課題視すべき事項ではないかと思っていますので、その点の見解についてまずご説明いただきたいと思います。

○議　　長　本内産業課長。

○産業課長 森林環境譲与税活用事業についてでございます。確かに譲与税の金額につきましては国のほうで段階的に増額をされながら今交付が受けれているところでございまして、令和2年度につきましては当初の予定より国のほうが前倒しで金額を増額してきたところでございます。このお金につきましては、全て目的のために使わなければならないということで、地域で当該年度に使い切れなかった分につきましては基金化をしているという対応をさせてもらっているところでございます。令和2年度につきましては、この公費造林等推進事業ということで、更別村の中における個人人民有林の方々の意向を森林組合を通じて事業の意向を確認した中で、事業のニーズに合わせた量を今回は予算計上させていただいております。

昨年この事業がスタートした段階で、不在森林経営主への意向調査の経費をかけてアンケート調査を実施したところでございます。その結果なのですけれども、429の森林所有者の方にご照会を、郵送で森林の意向を確認したところ、回答数が109というところでございます。25.4%というところでございます。この中には、更別村に山林を持っていること自体を知らなかったという方々も含めて、更別村のほうに寄附をしたいというような意向を示す方も11件ほどいらっしゃいまして、これは寄附採納手続を進めているところでございます。また、第三者に管理を任せたいという意向も50%程度、回答の中ではございました。ただ、大半の場所が原野商法、林野商法等で分割、小規模に区画分けされた林班を持った土地ということでございまして、その場所だけを施業委託を受けながら管理するというのが非常に困難な実態になってございます。また、回答率が少なかったことから、ただ宛先不在で戻ってきている率がほとんどなものですから、このあたりの追跡調査については令和2年度に引き続き事務費を計上させていただいて、ある程度まとまった森林の面積になった場所につきましては村のほうへの管理経営委託、また森林組合になるか、どちらかはこの後協議になりますが、そういったことで我々が直接手がつけられなかった森林についての施業に向けての経費ということで将来的には活用を考えてまいりたいというところでございます。現在のところは事業に移すだけの取りまとまった数値に至っていないということから、引き続き調査をさせていただきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議 長 7番、織田さん。

○7番織田議員 121ページの一番上に北海道家畜バイオガスプラント事業推進協議会負担金とございます。このバイオガスプラントにつきましては、来年度の予算で大きくは上がってきていないわけなのですけれども、たしかプラントに向けていろんな話が進んでいと聞いていましたけれども、現状どこまで進んでいるのか。それから、可能性が残っているのか残っていないのかの説明をお願いいたします。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 家畜ふん尿対策のバイオガスプラントの整備につきましては、一昨年、北電のほうへの電力買取り事業、F I Tを活用して事業計画を推進していくということで取組

を検討し始めたところでございます。その中で、北電の送電線の空き容量不足ということで買取り中止というような事態になっていたところでございますが、昨年10月に経産省関係の外郭団体と申しますか、電力広域的推進機構という公の団体がございます。こちらのほうが電源接続案件募集プロセスというものの開始を10月にしてございます。平たく言いますと、北電が空き容量の確保対策のために係る事業費、これを送電をしたい希望者の入札によってその工事費を賄ってもらうというような事業でして、既に開始がされてございますので、この後実施要綱が策定されれば、説明会を経て事業案内が公表されるという流れでございますが、当初の予定では昨年末には公表されるということだったのですが、今現在今もって要綱ができてございません。要綱ができた暁には速やかに公表の後、1か月ほどでの募集申込みに対応しなければならないというような事前説明を受けているところでございますが、そこに向かうために今この接続案件でバイオガспラントの整備を希望する酪農家、生産者の皆様方に昨年末、またことし年明けから説明会、意向調査等を行ってございます。この結果、現在では7件の方が取組を進めてもらいたいと、参加したいという意向をいただいているところございまして、7件で700頭程度のふん尿処理にはなりますが、700頭規模であれば当初計画をしていた採算の取りやすい1,000頭規模に向けてのスタートとしては一段階進めることが可能ではないかというふうに判断しておりまして、この電源接続案件募集プロセスに沿って現在申込み可能かどうかの検討を引き続き進めているところでございます。この後のスケジュールにつきましては、要綱がいつ出てくるかということにもよるのですが、それに応じて速やかに遅れないように対応してまいりたいと考えているところでございます。

○議長 6番、安村さん。

○6番安村議員 127ページお願いします。説明欄の節18の負担金補助及び交付金ということで、有害鳥獣の関係の助成金といいますか、取組についてちょっと質問させていただきたいと思います。例年鳥獣害の被害という形で予算措置をして、かなりの部分鳥獣害の対策について予算を余す。あるいは、想定していた規模の被害がないということで、これは逆に言えば望ましい形なのかもしれませんが、先ほども多面的機能っていいですか、の中での一環で鹿柵だとか、そういうものが村内の境界地の中で設置されてということで、多少のその効果もあるのかなという気がしていますけれども、実質的に鹿と熊の話はよく聞くのですけれども、近年特にハトだとかドバトだとかカラスの被害が非常に多く発生しているということで、一部地域の人たちにおいてはかなりカラスが悪さをしているということで、秋頃の収穫時期も含めて被害が出ているというお話を実際に私も苦情として受けております。

その対策も含めて、なかなかカラスの駆除というのは難しい部分、昔は更生地区に、収穫網か何か知らないけれども、そういうもので捕獲したという経過もありますけれども、そういう対応も含めて、猛獣といいますか、そういう部分ばかりに目が向いている部分あるのですけれども、ドバトだとかカラスの関係の対策というのは来年度必要になってくる

のではないかというふうに思っていますので、その点の村への苦情情報だとか対応についての見解を示していただければありがたいと思います。

○議長 長 本内産業課長。

○産業課長 有害鳥獣駆除の対策状況ということでございますが、協議会のほうを通じて、村のほうでも鹿、熊のみならず、ハト、カラス、そういったものの駆除、またキツネ等の駆除につきましては毎年こちらでも取り組んでいるところでございます。カラスやハトの駆除のほうも実施はしているところでございます。近年、鹿も増えている、カラス、ハト等の被害も増えているというような声も確かに報告は受けているところでございますが、毎年調査を行っております2月に行っている被害状況報告については、なかなか提出がいただけないようなところもございまして、公表できる数字についてはちょっと減ったような形にもなる年もございます。ただ、実際に私どもも目で見ている部分もございまして、当然直接報告によらない話を聞いているところもございまして、それぞれ駆除従事者のハンターさんの皆さんと情報共有しながら対応しているところでございます。

カラス、ハトも決して駆除していないということではないのですが、やはり捕り切れていない部分はあるのかなということは承知してございますので、また情報共有に努めながら、被害の多いところを見回ってもらうなどの連携も図っていききたいというふうに考えております。

○議長 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 確かに連携を図りながら駆除に努力していくというのは当然といえば当然の回答なのでしょうけれども、農家に限らず、町場での8月、9月ですか、特に。多分外に出ない方は分からないのでしょうけれども、夕方5時、6時ぐらいになると、私も暇なものですから、昨年散歩かたがた外へ出ていくとカラスの軍団が5時半ごろ飛んできて、数えてみますと、電柱も含めて100羽以上が群れをなして来て、汚物や何かも含めて非常に景観的にもよくないような状況でありました。基本的に、確かにアンケート調査の中で、直接な大きな被害という部分ではないから、被害者としては出そうか出すまいかという部分の判断もちょっとしかねている部分も、正直言って熊が出たとか鹿が出たとかって、そういうものではなくて、被害の度合いも含めて躊躇する部分もあると思うのですが、ちょっとというよりも、カラス等が本当に今更別は増えているような状況だというふうに私は思っていますし、そう判断するのが僕は正しいと思っていますので、来年度の事業については要望を待つだとかなんとかではなくて、適正な処理が図れるような、実際にできる体制をどうしていくかという仕組みづくりも含めてご検討いただきたいというふうに思っていますので、その点よろしくお願ひしたいと思いますけれども、説明といえますか、あればお願ひしたいと思います。

○議長 長 本内産業課長。

○産業課長 おっしゃるとおり、カラスも数多く見かける箇所もあるということで認識はしてございます。ただ、有害鳥獣駆除の事業自体は、やはり農作物、また人的被害、そう

いったものを防止するために必要最低限で行うということになってございまして、駆除し切れないといえますか、わなだとか、いろんな対応でできない場合に限って銃を使ってもよいということで、言ってみれば非常に消極的な法律でございます。法律上は動物を保護するための法律でございまして、駆除がメインではないというところから、現地でどういう行動をとれるかというところについても非常に難しい問題もございます。ただ、畑の中で直接的に被害がある場合、こういったところでの駆除しか基本的にはできないということでございまして、電柱の上のハトだとか、木の上のハトだとかをむやみに撃つことができないのが実態でございます。そういったタイムリーな時期での巡回と申しますか、そういったことも、ハンターさんもいろいろ職業を持たれておりますので、可能な限り対応しながら被害軽減に努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

○議 長 ほかにございませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで款6 農林水産業費を終わります。

この際、午後3時10分まで休憩いたします。

午後 2時53分 休憩

午後 3時10分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

款7 商工費に入ります。

補足説明を求めます。

本内産業課長。

○産業課長 それでは、商工費について補足説明させていただきます。

128ページをお開きください。款7 商工費、項1 商工費、目1 商工総務費、予算額75万6,000円で、前年度と比較しまして4万7,000円の増となっております。主に消費生活相談業務に係る経費を計上しております。

目2 商工業振興費、予算額7,682万9,000円で、前年度と比較しまして94万8,000円の減となっております。説明欄(3)、商工業振興対策経費の商工会運営事業助成金において、商工会職員の異動に伴う人件費の減に伴い、減額計上しているところでございます。

129ページを御覧ください。目3 観光費、予算額4,140万4,000円円で、前年度と比較しまして238万8,000円の増となっております。130ページお開きください。説明欄(3)、カントリパーク整備事業において、芝刈り兼集草除草用トラクターの機能分担させるため管理用トラクター1台の購入費用537万9,000円を新規計上しているところでございます。131ページの説明欄(6)、すもも特産品開発振興事業は、すももの里のスモモの更新用の苗木づくりを委託する経費として、節12委託料において11万5,000円を新規に計上しております。

なお、苗木作りは2か年にまたがって行うため、令和3年度までの継続費として計上したところでございます。

以上で商工費の補足説明を終わります。

○議長 長 款7商工費の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議長 長 これで款7商工費を終わります。

款8土木費に入ります。

補足説明を求めます。

新関建設水道課長。

○建設水道課長 それでは、款8土木費について補足説明させていただきます。

款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費、予算額446万7,000円、前年度比較163万2,000円の増となっております。主なものとしましては、説明欄(1)、土木管理事務経費の節10需用費、道路台帳補正委託料では施工延長増によりまして147万4,000円の増となっております。

133ページ、項2道路橋りょう費、目1道路維持費、予算額7,666万1,000円、前年度比較297万2,000円の増となっております。主なものとしましては、説明欄(1)、道路維持補修経費、節10需用費の消耗品費で隔年で実施の建設機械グレーダーの夏タイヤ更新で1,223万円の増となっております。続きまして、134ページ、説明欄(2)になりますが、除雪対策経費につきましては除雪関連経費を計上しております。

目2道路維持改良費、予算額3,467万4,000円、前年度比較17万2,000円の増額となっております。こちらは、街路灯維持補修経費、道路補修対策経費等を計上しております。

目3道路新設改良費、予算額1億4,855万2,000円、前年度比較5,754万8,000円の増となっております。説明欄(1)、道路改良舗装事業の節12委託料につきましては、調査測量設計委託料、こちらは東5号、それから花園中通りの調査測量設計で1,093万9,000円の増、節14工事請負費、道路整備工事費では南14線の改良工事で5,490万8,000円の増、村道舗装強化工事費では勢雄13号及び38号のオーバーレイ工事で1,050万の減、市街地歩道改修工事費では緑町1条線、2条線の歩道改修工事費で210万円の増となっております。

目4橋りょう維持改良費、予算額4,911万4,000円、前年度比較561万9,000円の増であります。説明欄(1)、橋りょう整備事業、136ページ御覧ください。節14工事請負費、橋りょう改修整備工事費では1,299万7,000円の増となっております。昨年度計上の負担金補助及び交付金の橋りょう拡幅負担金770万円の減であります。

項3住宅費、目1住宅管理費、予算額7,342万1,000円、前年度比較118万円の減となっております。主なものにつきましては、137ページになりますが、説明欄(3)、村営住宅等維持管理経費の節10需用費、消耗品費ですが、前年度実施の公営住宅消火器詰め替えなどで21万3,000円の減、村営住宅修繕費では隔年で実施の公営住宅熱交換フィルター交換の減

などで57万2,000円の減などとなっております。説明欄（４）、村営住宅等改修事業、節14 工事請負費では、長寿命化計画によります曙団地４棟16戸及びコーポ春日１棟８戸の屋根外壁改修工事で前年比較46万7,000円の減となります。なお、新年度で長寿命化計画によります改修は終了となりますが、引き続き適正な維持管理に努めてまいります。

138ページになります。目２民間住宅整備費、予算額2,410万円、前年度比較300万円の減となっております。説明欄（１）、太陽光発電システム普及促進事業、こちらは太陽光発電システム導入補助金につきましては更別村地域新エネルギービジョンによる重点プロジェクトとして実施してきておりますが、こちらは令和２年度での事業終了となります。説明欄（２）、民間住宅建設促進事業につきましては、定住人口の確保及び増加を図るため、平成22年度から実施、令和元年度で事業が終了しますが、移住、定住を促進するためにも一定の効果があるというようなことから、令和２年度から令和６年度までの５年間、期間を延長、助成内容も現行の予算の範囲内で見直しを行うこととしております。現在は一律的な助成制度でしたが、見直し後は基本額プラス加算額とする申請者の状況に応じた助成内容の見直しを行います。助成基本額は新築50万円限度、加算額では用地購入、村の分譲地を除きますが、40万円限度、それから移住者50万円、子育て、高齢者、要支援者への応援加算として１人当たり10万円とするような内容としておりまして、また地域活性化の観点から助成金のうち20万円分をどんぐり商品券で交付することとしております。予算額は過去の助成実績から300万円減としておりますけれども、申請の状況によりまして補正対応することとしております。説明欄（３）、住宅改修支援事業につきましては、快適に暮らせる住環境の整備を促進するため、平成28年度から実施してきておりますけれども、こちら定住化を促進するための一定の効果があるというようなことから、令和２年度から６年度までの５年間、期間を延長して実施することといたします。

目３住宅建設費、予算額１億6,605万2,000円、前年度比較2,137万5,000円の増となっております。説明欄（１）、村営住宅等整備事業、曙団地の整備事業で昨年度計上の委託料、公営住宅建設事業実施設計委託料で443万円の減、節14工事請負費、村営住宅等建設工事費、１棟６戸で352万円の増、村営住宅等解体工事費、４棟16戸で2,310万円の増、節21補償補填及び賠償金は、建て替えによる移転補償の該当者がいままので、75万6,000円の減となっております。なお、新年度で長寿命化計画による建て替え事業が終了となりますが、引き続き適正な維持管理に努めてまいりたいと思います。

事業概要につきましては一般会計予算資料２ページから３ページ、それから工事等の箇所につきましては同じく資料の３ページから７ページに記載されておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議 長 款８土木費の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

４番、松橋さん。

○４番松橋議員 更別村住宅建設等助成金の見直し案、これはページで言うと138ページで間違いはないと思うのですけれども、今の説明を聞いていると、大体事業としては５年間で終わりましたから、見直し案で、これ数字見せていただくと大体半分近く、約５割の助成金が減だと思えるのですけれども、どうなのでしょう。僕らはもともと更別にいて、来る人たちはこれにすごく期待していた面があると思うのですけれども、助成額を含めて土地の購入、建物に、中古は別にしても。それを見直すということは、事業としては半分は残っているからいいという形になるのでしょうかけれども、なかなか納得しづらい説明だと思うのですけれども、事業者はこれの恩恵はたくさん受けた人いるのでしょうか、何件か、これすごく大事な事業だと私自身は思っているのですけれども、その辺の考え方の整理整頓というか、もうこれで、今まで高額助成とは言いませんけれども、立派な助成だったのですけれども、必要ないと判断をして半額というか、その辺の考え方の整理をちょっと聞かせてください。

○議長 長 新関建設水道課長。

○建設水道課長 ご質問の中身なのですけれども、この制度は御存じのように平成の22年度から、当初は５年間というような期間を区切つての助成ということになっております。その後平成27年、26年度で終わりだったのですけれども、その後また５年間延長するという事で、延長というか新たにまた５年間というようなことでしょうかね、なりました。その間の制度の見直しということなのですが、最初の５年間のときに、平成25年のときには増築に対しての助成を追加するというようなことで見直しが行われております。こちらは結果的には実績はなかったのですが、一応増築というのが追加されております。それと、平成27年からは移住者というようなことで、移住者に対して割増しが追加されたということで現在に至っているということです。

基本的には５年ごとに事業を行っておりますので、基本的にはそれで一つの区切りということだったのですけれども、当然移住、定住というようなことで考えますとかなり効果のある事業ということは捉えておりますので、当然それと総合計画の中にもありますような「住みたい 住み続けたいまち ともにつくろう みんなの夢大地」というようなこと、それからまち・ひと・しごと創生総合戦略、こちら５年間これから進みますので、そういう整合性の中でやはり事業としては必要だろうということで考えておりました。その後、新たに今回事業設計、制度設計するに当たって、今まで一律的に、ある意味平等なのかも分からないのですが、一律的に助成がされておりましたが、めり張りと言ったらなんでしょうけれども、いろんな条件に合わせたような助成制度に見直したらどうかというようなことで調整をした中で今回設計しております。

あと、予算額につきましては、どうしても助成制度を新たに見直すとなると常に追加、追加としていくとやはり額もどんどん増えていくというようなことで、幾らの額がいいか、適正かというのはいろいろと議論は分かれていくかなとは思っているのですが、過去の助成実績を見ましても、この10年間でいきますと平均で年間1,400万程度の支出になっております。

今年の令和元年度につきましては、2,000万ほど事業実績があります。過去には平成24年にも1,900万というようなことがあるのですが、それ以外の年は大体900万から1,000万程度というように、恐らく平成29年度のころには実績が少ないということで予算の組み方もどうかというようなご質問もいただいていたのかなとは思っているのですが、基本的な考え方としては、既存の予算を生かしながら、どのようにめり張りをつけたような助成かなというようなことで考えております。

その中で、今回加算額の中で、子育てですとか、高齢者、それから要支援者ということ考えているのが、要介護者ですとか、身体障害者手帳ですとか、その他支援学校だとか通っているような子だとか、そういうのも加算して、村で行っているようないろんな事業にも連動させるような取組だとかをした中で行っております。実際ご指摘のとおり、令和元年度の人に当てはめたときには助成額が上がる方もいらっしゃるし、下がる方もいらっしゃるのです。というのは、加算額で例えば子どもがたくさんいらっしゃる方だとか、そういうふうになれば上限がどんどん増えていくので、150万、60万とか70万とか、どんどんふえていく方もいらっしゃるし、逆に一律100万のところを50万にしていますので、それでいくとご指摘のとおり半額というようなことも出てくる方もいらっしゃるのかと思います。ただ、あくまでも5年で一つの制度設計というようなことで捉えていますので、新たな考え方で既存の事業に沿ったような形で取り組みたいというふうなことになりますので、このような形で進めたらいいのかなというふうなことで今回制度設計しておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○議 長 4番、松橋さん。

○4番松橋議員 今の課長の説明聞きますと、若い子育て世代には手厚くなる方策ですし、お年寄りの世帯は半額です。こういう助成ってすごく大事なことで、本当に人口を呼ぶのであれば、これだけ厚く手当てしていますから、どうぞ住宅住んでくださいと。例えば、名前を出すのは失礼ですからあれだけでも、近くの同じ町では屋根の色は2色にします。壁の色も2色です。助成もらう以上はそれ以上の好きなことはしていけませんよって条件つけた。知っていると思う。だから、それで町なかのいろんな団地なりの形成が取れる。だから、いろんな方策はもちろんあると思うのですが、村民の人はあまり気にならぬかもしれぬけれども、ぱっとネットか何かで見たときにどうなのだろうね。ちょっと残念な気がします。

以上です。

○議 長 答弁は。

(「いないです」の声あり)

○議 長 2番、上田さん。

○2番上田議員 関連でということで、この件に関しては助成金交付要綱ということでやってきているわけなのですが、私は従来から言ってきましたけれども、要するに平成22年からスタートして26年で終わった。27年から31年の5年間。それぞれ5年間な

のですけれども、なぜ要綱にしなければならなかったのかというのがやっぱりちょっと疑問なのです。ということは、今いろいろ議論されています、こうやって議会に対して。そしたら、要するに条例にしていけば、いろんな部分で議論を交わすことできるのです。この事業というのは私も大事だと思っているのです。ただ、10年間やってきた中で1億数千万という金が出ていった。これだめというわけではなくて、それが本当に生きたお金だったのですかという一つの要するに評価です。そういったこともされたのかどうか分からないのですけれども、対議会に対してはされていないと思うのです。だから、私は常に言っているのですけれども、今ここで新たな制度をつくるということは、なぜ条例にしないのですかというのが素朴な疑問なのですけれども、その辺ちょっと言ってください。

○議 長 新関建設水道課長。

○建設水道課長 いろんな助成制度、いろんな村の制度の中にあって、条例というのが当然一番上位に位置づけられてくるということであるかと思います。逆に言えば、一般的に村で様々な助成、この住宅建設助成以外にも様々な助成金制度があります。それはすべからず条例かという、大部分が要綱で定めております。そのような中で、過去において平成22年の当初から要綱というようなことで定めてきておりまして、今回改めて新たな考えで条例というようなことも一つの考え方としてはあるのかなということだったのですけれども、基本的には条例で位置づけるとなると、ほかのいろんな要綱関係、助成制度とのバランスというか、そういうようなものも当然出てきますし、そこら辺の中で今回は前回と同様の要綱というような、基本的な考え方については新たな制度といいながらも実質的には踏襲しておりますので、そのまま要綱というようなことで取り進めさせていただきまして、このように予算の中で議論いただくというようなことでお願いしたいと思っております。

○議 長 2番、上田さん。

○2番上田議員 言っている意味は分からぬわけではないのです。確かにほかのいろんな事業の絡みありますから。ただ、私がここで言いたいのは、要するにこの10年間で1億数千万払ってきたとか、出してきたという一つの経過があるのです。そのお金が生かされているのかどうかという部分もやっぱりあると思うのです。だから、私は要綱を今コピーで持っているのですけれども、例えば目的一つにしても、これは多分第5期の基本テーマである部分を書いてあります。多分今回の要綱については、第6期の総合計画のテーマを書いたと思うのです。だけれども、その点だって、対議会に対しては一つも説明されていませんよね。だから、私がここで言いたいのは、その件もそうなのですけれども、要するに更別がこれからどんなことをしていくのだよと、堂々と議会と議論しながら新しい制度をつくっていくのだという考え方にどうしてならないのかなというのが素朴な疑問なのです。その点、理事者というか、副村長でもいいのですけれども、その辺の考え方がちょっとお聞かせ願いたいなと思っています。

○議 長 西山村長。

○村 長 今上田議員さん、それと松橋議員さんの件ありまして、一律にというような部分がありまして、確かに1億数千万ですか、というふうな形なのですけれども、それが果たして資するものになっているのか、あるいは検証したのかということについては、やっぱりきちんと見ていかなければいけないと思いますし、条例ということも鑑みますと、これについてはしっかりこれまでの10年間のことは総括しなければいけないし、いろんな形で見えていかなければいけないと思っています。決してその部分を避けてということではありません。ただ、公募までにいろんな、今度分譲地も開発するというようなこともありますし、いろんなこともあって、今回の一律ではなくて、いわゆる加算という形で考え方を示させていただく。ただ、金額については、お子さんの多いところとか、そういう条件に合うところは今までの助成金よりも上がるということになりますけれども、それ以下になるところもあるわけですから、金額で申しますとその部分どうなのかというようなことを言われますと、それは確かに現実的にはそういうような部分もあると思います。

しかしながら、これからの村づくり等、これは今結論ということではありませんけれども、考えていった場合に、子育て世代とか人口減少の中でそういう支援策を今数多く展開しているわけですから、住宅環境の整備につきましてもやっぱりしっかり考えていかなければいけない。今回基礎額は減らしておりますけれども、その中で子育て世代とか、いろんな部分増やしていますので、今回この形で提案をさせていただきまして、要綱という形は逆に言えば柔軟性もあるということですが、一定その部分はしっかり6期総の関係で見直しをしながら、条例化するとか、そういうことについてもしっかり検討していかなければなりませんし、今回提案された内容で住民の皆さんのニーズとか、いろんな部分でもうちょっとこうしたほうがいいのではないかなという意見がありましたら、それについては取り入れて検討させていただきたいというふうなことを思っています。今回はこの形でスタートをさせていただいて、またこの部分について検証を行っていききたいということであります。

以上です。

○議 長 2番、上田さん。

○2番上田議員 私これを読ませていただいたのですが、金額等についてはなるほどよく考えたなということで、中身は理解できているのです。ただ、そのやり方なのです。よ、私の言っているのは。要するに更別の目玉としてこれやっていきたいのか、どういうふうにしてやっていきたいのだという部分だと思うのです。だから、こういう案件に関しては、条例をつくって、そして議会のいろんな部分で議論して、そしてこうやってやっているのだよという議決がやっぱり私は必要だと思っているのです。要綱にして何が悪いといたら、これ同じなのです。お金を支払うことについて同じなのだけれども、ただそれはあくまでもこのようにしていきたいのですよと、これは執行権の話ですから、だから議会に堂々とかけて中身についての議論をしていく、案件によってはです。10年間経過しているわけだから、過去の実績もあるわけだから、何でここであえて要綱にしたのかなとい

うのが七不思議だったわけなのです。だから、今村長言ったように、条例も含めて検討するということですから、私はなるほどということで納得しますけれども、やっぱりこういう案件は条例に私はすべきだと思います。その点についてもう一度。

○議 長 西山村長。

○村 長 今ご指摘の点ありました。本当に基本的な見方等、住宅助成をどういうふうにしていくのか。リフォームの事業も私の公約で、今回も続けさせてもらっておりますけれども、その部分も含めてしっかり検証しなければいけませんし、やっぱり大事なのはこの場でしっかり住民の皆さんの意見も聞きながら議論して、要綱ではなくて条例がふさわしいのではないかと。ほかの子育て応援とか、いろんな部分もありますし、ましてや村づくりの根幹に関わることでありますから、その部分はしっかり検討させていただきたいと。それに向けて、いろんな10年間の総括であるとか、そういう部分の議論をしっかりさせていただきたいというふうに思っています。その上で、条例等についても皆様方と検討させていただきたいというふうに思っております。

以上であります。

○議 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 先ほどの松橋議員と上田議員とちょっと重複するところもあると思うのですが、この要綱については5か年ということで定められていて、もちろんめり張りという面で今回どんと100万ではなく50万からで加算式ということになったのですけれども、果たしてこのめり張りがプラスに出るのかな、マイナスに出るのかなと思うと、決してプラスにいくことばかりでもないと思うのです。ぱっと目につけたときに、100万とあるのか50万とあるのかだと、すごくその判断基準という一瞬のときの深く知るときの材料も、それが加算という形だとデメリットのほうがちょっと大きいのではないかなという気も個人的には持っていて、あと先ほど課長もおっしゃられたように移住、定住としては効果がある。そのほかにも、公営住宅は今後増やさないと、高齢化が進む、人口減少、そういったことも考えた中で、村長の今までの施策がだんだん生きてきて、家建てたい人がたくさんいたりとか、そういう人がいっぱいいる中で。ちょっと確認、先ほどの村長の答弁の確認なのですが、その要綱が5年と定められている中で、その状況に合わせて見直していくということは、万が一そういった需要の中でその補助に対する考え方がすごくみんなが目線が下り坂になったり、その金額が申請する人がいなかったり、それで定住者があまり増えてこないということになったら、要綱5年を見ないで、その間にでもまた新たに要綱を変えるなり、上田議員言われたように条例化するなりして、またその金額を見合ったように、更別村の目指すべき方向のように変えていくという答弁でよろしかったのでしょうか。

○議 長 西山村長。

○村 長 松橋議員さん、上田議員さん、そして太田議員さん、今ご指摘あったとおり、決してこれは5年間固定でやっていくということは考えておりません。実際に宅地も造成

されます。そして、準備を整えます。ほかの民有地もありますし、その分も含めてしっかりその中で検討していくということを先ほど上田議員さんからも言われましたけれども、条例の観点、松橋議員さん最初にご指摘されたところの部分、その部分もしっかり視野に入れながら、その部分ではしっかり途中でも要綱の見直し等とか、いろんな改善あるいは改良、それと基本的に村としてどういうふうな村づくりを目指す中でこの要綱を考えているのかということをやっぱりしっかり皆さんに理解してもらわなければいけないと思いますので、そういうふうにさせていただきたいというふうに思います。

以上であります。

○議 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 135ページの目3道路新設改良費の(1)、道路改良舗装事業の14工事請負費の村道舗装強化工事費2,400万、先ほど緑町という説明があつたのですが、緑町に関して僕の考えている場所と違ったらご訂正いただきたいのですが、緑町の市街地の中で停止線の問題だとか、道路の交差点の交通に関してとつても、交通事故とか、もちろん通学路に当たるといふところもあつたりだとかで危険性というものがすごく伴ってくると思うのですが、今回舗装の改装とかでそういった面とかでもうちょっと、停止線をつけるだとか、事故が起きないようにとか、そういった工夫は考えられているのでしょうか。

○議 長 新関建設水道課長。

○建設水道課長 今のお話ですが、135ページの村道舗装強化のほうは道路のオーバーレイですので、その下の市街地歩道改修工事費のことかなと思います。こちらは、緑町の1条線と2条線の歩道の改修ということで、何年か前から路線ごとにやっています、まだ緑町が全て終わっていませんので、まずは歩道の改修となっております。

その次に、交通安全上の問題というふうなことで、停止線だとか、そんな話ですが、既存の停止線だとかにつきましては随時ほかの別な予算で村内全村的に、どうしても色が落ちてくるようなところは随時、もう一回塗り直しだとか、そういうようなことをやっております。あと、中は緑町の団地の中で、もともとの団地の中については一時停止がありません。それについては、いろんなご意見があるのです。あつたほうがいいのかという意見もあれば、あることによって危険だよというふうなこともあるのですが、村の全体の交通安全のほうの中では、要望事項として要望はしています。こちらはなかなか、規制標識というか、規制になりますので、簡単についていけないというふうなことになりますから、当面はご指摘のように、停止線だとかどうしても色落ちしてくるようなところは見直しして、線を入れるだとかということを取り組んでいきたいなと思います。

以上です。

○議 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで款8土木費を終わります。

款 9 消防費に入ります。

補足説明を求めます。

女ヶ澤総務課参事。

○総務課参事 それでは、消防費につきまして補足説明させていただきます。

139ページを御覧ください。款 9 項 1 目 1 消防費は、予算額 2 億4,298万1,000円、前年度比較8,179万5,000円の増となっています。説明欄（2）、とかち広域消防事務組合負担金、節18負担金補助及び交付金、一部事務組合負担金のとかち広域消防事務組合更別消防署負担金は、前年度比較7,347万5,000円の増で、水槽つき消防ポンプ自動車、携帯無線機の購入の費用を計上したことによるものです。

目 2 災害対策費は、予算額539万8,000円、前年度比較366万3,000円の増となっています。140ページを御覧ください。説明欄（2）、防災情報通信設備整備事業364万7,000円は皆増です。北海道が整備する北海道総合行政情報ネットワークの衛星無線回線につきまして整備から20年以上が経過し、老朽化が著しいことから更新整備が行われ、これに関わる負担金を計上したものです。

目 3 非常備消防費は、予算額1,248万7,000円、前年度比較276万1,000円の減となっています。減額の主な要因は、消防団員活動服購入事業の終了及び車検台数が 5 台から 1 台に減少したことによるものです。

以上、款 9 消防費の補足説明を終わります。

○議 長 款 9 消防費の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これで款 9 消防費を終わります。

款10教育費に入ります。

補足説明を求めます。

川上教育次長。

○教育次長 それでは、款10教育費について補足説明をいたします。

143ページを御覧ください。款10教育費、項 1 教育総務費、目 1 教育委員会費、予算額3,393万2,000円、前年比38万8,000円の減です。144ページを御覧ください。説明欄（3）、更別農業高校教育支援事業443万円、節18負担金補助交付金、更別農業高等学校教育振興会助成金395万円、農業関係活動及び寮運営費等の助成金ですが、前年比で寮運営費として80万円の増となっております。また、更別農業高等学校海外実習事業助成金48万円ですが、本年度は引率教員の対応がありませんので、30万円の減となっております。説明欄（4）、更別農業高校生徒確保等支援事業2,605万1,000円、節18負担金補助及び交付金、更別農業高等学校教育振興会助成金2,582万円、各事業の見込みの減により前年比79万9,000円の減となっております。

目 2 事務局費、予算額 1 億870万7,000円、前年比173万7,000円の増です。説明欄の（1）、

事務局一般事務経費669万4,000円となっております。145ページを御覧ください。節18負担金補助及び交付金、北海道自治体情報システム協議会負担金149万円ですが、G I G Aスクール構想による小中学校のネットワーク整備に伴い、インターネット回線のファイアウォール更新に係る負担金となっております。146ページを御覧ください。説明欄（3）、指導主事共同設置事業686万円、中札内村との指導主事共同設置事業であります。本年度から3年間は指導主事の執務場所が中札内村となり、当該職員の人件費等については中札内村において予算計上し、その半額を更別村から負担金として支払うこととしており、前年比685万9,000円の減となっております。

目3こども夢推進費、予算額50万2,000円、前年度と同額となっております。

項2小学校費、目1学校管理費、予算額1億898万7,000円、前年比1,487万6,000円の増となっております。説明欄（1）、小学校運営経費3,532万1,000円となっております。147ページを御覧ください。節10需用費、消耗品費849万9,000円、前年比384万4,000円増の主な要因は、教師用指導書の購入によるものでございます。節11役務費、インターネット利用料117万円、前年比105万6,000円の増の主な要因は、ネットワーク整備に伴うインターネット利用料の増によるものでございます。節12委託料、148ページを御覧ください。学校用務員業務委託料818万4,000円、前年比59万7,000円増の主な要因は、勤務日数及び人件費の増によるものでございます。説明欄（2）、学校施設維持管理経費1,774万6,000円、節10需用費、小学校燃料費857万4,000円、前年比82万円増の主な要因は、燃料費の単価増によるものでございます。150ページを御覧ください。説明欄（6）、学校施設改修事業1,415万円、節14工事請負費、校舎等改修工事費ですが、更別小学校の児童用トイレ改修及びブレイルルーム非常口テラス改修、上更別小学校の給水等配管工事を行うものです。説明欄（7）、学校情報通信技術環境整備事業3,985万4,000円、G I G Aスクール構想に基づき、小学校において無線LANを利用したネットワーク環境及び児童全員分、1人1台の情報端末を整備するものでございます。節11役務費、OA機器及び業務用ソフト設定変更手数料453万2,000円ですが、端末導入に係る設定手数料となっております。節12委託料、情報管理システム整備委託料2,067万9,000円ですが、無線環境導入に係る委託料となっております。節17備品購入費、学校管理用備品購入費1,464万3,000円ですが、情報端末180台とプリンターなどの購入費となっております。

目2教育振興費、予算額186万8,000円、前年比75万5,000円の減となっております。説明欄（2）、就学援助経費133万1,000円、前年比58万3,000円の減ですが、要保護及び準要保護児童就学扶助費、特別支援教育就学奨励費の件数見込みの減によるものでございます。

151ページを御覧いただきたいと思います。項3中学校費、目1学校管理費、予算額5,712万2,000円、前年比2,904万4,000円の増となっております。説明欄（1）、中学校運営経費1,878万3,000円、節1報酬、特別支援教育支援員報酬431万1,000円、節3職員手当等、特別支援教育支援員期末手当93万4,000円、節8旅費、特別支援教育支援員費用弁償18万1,000円ですが、中学校における支援を要する生徒の状況を考慮して特別支援教育支援員を1名

から2名に増員配置するものでございます。節11役務費、152ページを御覧ください。インターネット利用料52万3,000円は、ネットワーク整備に伴うインターネット利用料となっております。153ページを御覧ください。説明欄(2)、学校施設維持管理経費980万3,000円、節12委託料、中学校清掃業務委託料169万9,000円、前年比49万1,000円の増ですが、隔年実施しております体育館の床及びガラス清掃の実施による増となっております。154ページを御覧ください。説明欄(5)学校施設改修事業40万5,000円、節14工事請負費、更別中央中学校校舎等改修工事費、体育館器具庫入り口建具交換を実施するものでございます。説明欄(6)、中学校耐力度診断経費346万5,000円、節12委託料、中学校耐力度・耐震診断委託料ですが、今後の校舎の整備方針の基となる校舎の耐力度・耐震診断を実施するものでございます。説明欄(7)、学校情報通信技術環境整備事業2,406万5,000円、G I G Aスクール構想に基づいて、中学校において無線LANを利用したネットワーク環境及び生徒全員分、1人1台の情報端末を整備するものでございます。節11役務費、OA機器及び業務用ソフト設定変更手数料226万6,000円ですが、端末導入に係る設定手数料となります。節12委託料、情報管理システム整備委託料1,208万3,000円ですが、無線環境導入に係る委託料となっております。節17備品購入費、学校管理用備品購入費971万6,000円ですが、情報端末120台やプリンターなどの購入費となっております。

155ページを御覧ください。目2教育振興費、予算額226万9,000円、前年比48万9,000円の減です。説明欄(2)、就学援助経費158万5,000円、前年比7万5,000円の減ですが、要保護及び準要保護生徒就学扶助費、特別支援教育就学奨励費の件数見込みの減によるものです。

項4幼稚園費、目1幼稚園管理費、予算額7,648万9,000円、前年比1,007万5,000円の増となります。説明欄(1)、子育て応援施策推進事業経費197万2,000円ですが、昨年10月からの幼児教育・保育の無償化の開始に伴い、制度の対象外の部分について村単独事業として副食費の無償化の上乗せを行うものでございます。説明欄(2)、幼稚園運営経費1,588万、157ページを御覧ください。節19扶助費、預かり保育・一時保育料ですが、昨年10月からの幼児教育・保育の無償化の開始に伴い、延長保育、特別保育料を保護者へ支払うものでございます。158ページを御覧ください。説明欄(4)、認定こども園運営経費2,731万6,000円、前年比540万6,000円の増でございますが、保育士や調理員の報酬単価増、期末手当及び費用弁償の増と、160ページを御覧ください。節19扶助費、無償化による延長保育、特別保育料の保護者への支払いによるものでございます。

161ページを御覧ください。項5社会教育費、目1社会教育総務費、予算額3,446万1,000円、前年比702万5,000円の増でございます。163ページを御覧ください。説明欄(4)、国際交流事業推進経費792万8,000円、164ページを御覧いただきたいと思います。節18負担金補助及び交付金、国際交流事業助成金424万3,000円でございますが、本年度より中学生の海外研修事業を実施するため、関係者で構成し、事業を運営する団体を設立し、そこへ助成するものでございます。事業の内容としましては、隔年で中学校1年生、2年生それぞれ

れ5名ずつ、合計10名を基本に希望者を募り、長期休業中に引率2名とシンガポールで英語学習や体験活動などの研修を行うことを考えております。1人当たりおよそ30万から40万程度の経費を見込み、そのうち3分の1を自己負担として事業を進めたいと考えているところでございます。説明欄(5)、青少年教育推進経費391万円ですが、節12委託料、プログラミング教育事業委託料111万6,000円は、プログラミング教育の地域での推進のための放課後での体験事業となっております。また、宮城県東松島市とのどんぐり子ども交流事業は、今年度は更別村受入れであるため、普通旅費及び交流事業助成金を減額するものでございます。なお、本年度の子ども交流事業は、8月7日から10日まで3泊4日の日程で行う予定となっております。165ページを御覧ください。説明欄(8)、文化推進経費528万円、166ページを御覧ください。節18負担金補助及び交付金、太鼓保存会助成金100万8,000円ですが、財団法人からの助成のめどがついたことから、少年部の太鼓の老朽化による更新を行うため78万8,000円の増となっております。説明欄(10)、コミュニティ・スクール推進事業317万7,000円ですが、昨年からの取組を実施してきましたが、地域、保護者と学校の連携をさらに進めるため、今までの教育委員会の社会教育指導員の兼務体制からコーディネーターを専任で配置するための人件費268万9,000円の増となっているところでございます。

167ページを御覧ください。目2社会教育施設費、予算額1,214万4,000円、前年比44万9,000円減の主な要因としましては、前年度に農村環境改善センター改修事業として改善センター備品のパソコン更新を行ったものが本年度は皆減となったことによるものでございます。

168ページを御覧ください。項6保健体育費、目1保健体育総務費、予算額400万6,000円、前年比49万5,000円の減となっております。

169ページを御覧ください。目2体育施設費、予算額4,536万4,000円、前年比587万5,000円の増となっております。170ページを御覧ください。説明欄(2)、運動広場維持管理経費693万9,000円、171ページを御覧ください。節17備品購入費、管理用備品購入費79万円ですが、刈り払い機2台、芝刈り機3台を更新するものでございます。172ページを御覧ください。説明欄(4)、コミュニティプール維持管理経費1,725万2,000円、節10需用費、コミュニティプール燃料費390万6,000円ですが、燃料費の単価増及び使用量増により前年比54万6,000円の増となっております。173ページを御覧ください。説明欄(5)、トレーニングセンター維持管理経費1,188万8,000円、174ページを御覧ください。節17備品購入費、管理用備品購入費56万4,000円ですが、バレーボール支柱、卓球台の更新を行うものでございます。175ページを御覧ください。説明欄(8)、農村公園改修事業179万3,000円、節14工事請負費、農村公園改修工事費ですが、遊水路の安全対策のための改修を行うものでございます。

目3学校給食費、予算額2,798万1,000円、前年比83万4,000円の増です。説明欄(2)、学校給食センター運営経費1,785万4,000円、177ページを御覧ください。節17備品購入費、

管理用備品購入費ですが、厨房用調理備品としてフードプロセッサー、野菜切り機を購入するものでございます。178ページを御覧ください。項7教育諸費、目1研究奨励費、予算額335万1,000円、前年比328万8,000円の減です。説明欄(1)、教育奨励事業経費75万1,000円ですが、前年度に副読本の印刷を行っており、前年比328万8,000円の減となっております。

179ページを御覧ください。目2学芸奨励費、予算額379万6,000円、前年比19万3,000円の減となっております。

180ページを御覧ください。目3財産管理費、予算額174万9,000円、前年比101万8,000円の増となっております。説明欄(1)、教員住宅維持管理経費174万9,000円、更別小学校教員住宅3戸の給湯ボイラー更新、上更別小学校教員住宅の土間補修を行うものでございます。

以上、款10教育費の補足説明を終わらせていただきます。

○議長 長 この際、午後4時15分まで休憩いたします。

午後 4時03分 休憩

午後 4時15分 再開

○議長 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

款10教育費の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

5番、太田さん。

○5番太田議員 155ページ、目1幼稚園管理費の説明欄(2)、幼稚園運営経費、あと158ページ、説明欄(4)、認定こども園運営経費、161ページの下の方にある(6)、フルタイム会計年度任用職員の幼稚園教諭のことについてなのですが、この先生方、幼稚園、上更別認定こども園の現在の先生方の募集人数と、先生方の人数については課題になっていると思いますが、今年度も退職者がいるということも聞いております。そういった中で募集している中での応募状況、また毎年そういったことで、一身上の都合ということ去年も、1年前も質問させていただいているのですが、その辺のどうしてやめるのかということも言える範囲で結構ですので、教えていただきたいと思います。なので、先生が全員で何人いて、それに対して現在何人いて何人募集しているのかというところを幼稚園、上更別の認定こども園を教えていただきたいと思います。

○議長 長 宮永子育て応援課長。

○子育て応援課長 今のご質問でございます。それぞれ今の職員ですが、更別幼稚園につきましては正職2の準職2、あとは臨時職員という形になってございます。あと、上更別幼稚園につきましては、正職1の準職3、あと同じく職員がいる形になってございます。今応募状況でございますけれども、それに対しまして幼稚園の職員を今3名ですか、

募集かけているのですが、今現状的にはそちらのほうの応募は、今もかけていますが、今のところまだ1名だけが、今1名だけは面談面接したところではあるのですが、残りの2名等につきましてはまだ決まっていないところでございます。今後についてでございますけれども、これにつきましては当然継続して募集をかけていくのですが、そうはいいましてでも幼稚園の当然運営、それに係る父兄方のいろいろに支障を来さないように努力しまして配置をしっかりと対応していけるよう努めてまいりたいと思っています。

以上でございます。

○議 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 そういうことで、今3名の募集で1名だけの応募があったということなのですけれども、状況を考えても、毎年毎年先生がやめるのには何かもっともって原因があるのではないかなと私自身はすごく思うのですけれども、そういったことに関して子育て応援課としてどのような指導というか、ことで入っているのか。また、先生方のメンタル的な問題がもしかしたらあるのかもしれないのですけれども、そういったところをどういったようにフォローしているのか。村側として幼稚園運営してく中で、やっぱり子どもたちに支障を来すような場合になりかねない状況になっているので、一身上の都合でやめちゃうというものは仕方ないのかもしれないのですけれども、それ以上に組織として何か原因があるかということをもっともっと突き詰めていかなければならないかなと思っているのですけれども、その辺の考えはいかがでしょうか。

○議 長 宮永子育て応援課長。

○子育て応援課長 今おっしゃるとおり、しっかりとした幼稚園の体制をつくっていかないといけないということにつきまして当然そのとおりで、本当に私たちもそのことを基本としましていろいろ対応してきているところでございます。当然先ほど言うように、やめていく状況につきましてはそれぞれの自己都合等が現実的にあるわけでございます。ただ、そうはいっても、今お話のとおり、そのままよしということにはなりません。ですから、その欠員等につきましても当然並行して、今いろんな募集をかけながら、また状況によってはいろんな情報を取りながら今進めて、何とか幼稚園等の保護者等にもご迷惑がかからないような形で今努めていっているところでございます。そんなところで、これからに向けましても、先ほど言ったようにそれぞれの都合もあるのですが、そうは言っていられませんが、そういうことを踏まえて、早急にいろいろ対応を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 144ページの更別農業高等学校の教育支援事業の中の附帯説明をお願いします。負担金補助及び交付金の中の更別農業高等学校の海外実習事業助成の金額48万つてございますけれども、ちょっと私聞き逃した部分あると思うのですけれども、本来これは村と農協ということで、更別農業高等学校の魅力ある学校づくりの一環としてというこ

とで、強い執行体制の中でこれを邁進しようということで進めている事業なのでしょうけれども、その内容が去年が78万の予算措置をして、今年48万ということですので、ちょっと私十分聞き取れなかった部分あるのですけれども、来年度というか、令和2年度の事業としてどのような形でという部分もう少し、私聞き逃して申し訳ないのですけれども、ちょっと説明していただければありがたいと思います。

○議 長 川上教育次長。

○教育次長 更別農業高等学校の海外実習事業助成金でございますが、昨年に比べまして、引率の部分の経費が本年度においてはかからないということとなっておりますので、その分減額になったものでございます。なお、この事業につきましては、最近では北海道内の農業高校の中でまとまって海外研修に参加しておりますので、その関係で以前よりも経費がある程度安い形の中で事業を行っておりますので、このような金額となっているところでございます。

以上です。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 それでは、方針がまず変わったということですね。更別農業高等学校が今まで単独で取りあえず学生3名、プラス農協枠が1名ということと引率という形で、多分当初の予定としてはこの海外研修の基本の在り方というのはそういう計画であったということでありましてけれども、今回十勝管内の農業高校の関係がある程度、帯広農業も含めていろんな学校が集まって団体で行くという形で、まずそういうふうに変ったという形での認識でいいということですね。引率者も今までは更別農業高等学校の先生なりなんなりがついていったのが、それは義務化されないで、十勝管内の中で行く中での引率者に統一されたという形でよろしいのですよね。参加人数については、これは変わっていないという認識でよろしいのですか。一応募集というか、行く生徒については変わらないという認識でいいのですか。

○議 長 川上教育次長。

○教育次長 参加の募集の生徒の数でございますが、以前は3名を対象としたところでございますが、昨今募集をかけてもなかなか生徒が集まらないという状況もございまして、近年は2名での事業参加という状況になってございます。

以上でございます。

○議 長 この際、暫時休憩します。

午後 4時25分 休憩

午後 4時31分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

川上教育次長。

○教育次長 説明が不足しておりまして大変申し訳ございませんでした。

更別農業高校の海外実習の事業でございますが、平成30年度から更別農業高校さんのほうで北海道の高等学校長協会農業部会長の中でいわゆる北海道内の農業高校海外研修という事業に参加するようになりまして、その中で経費も以前よりも安い形で事業を行えるということで話が合ったところでございました。また、参加の人員につきまして、村内の農業後継者につきましては農協さんのほうで1名助成するという考えは継続して行っているところでございますが、昨今は農業後継者の事業参加というのはなかなか厳しい状況でございまして、また人数についても応募状況がなかなかないということでございまして、現在は生徒2名での派遣の状況になっているところでございます。

以上です。

○議長 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 ただいま説明受けて十分理解できました。せっかくこれは、計画の段階でいずれにしても村の事業として、農協も巻き込んだ事業で更別農業高等学校をバックアップしていこうという強い姿勢の中での海外研修の事業であります。30年度から変わっているというのであれば、やっぱりそれは明確に、事業計画の中で明確に説明していただかないと、我々はそういう説明受けていませんので、いまだかつて更別農業高等学校が単独で行って、3名の村の予算措置をして、農協さんが後継者いれば1名、そして引率者1名という形で認識していますので、その点は今後きちっと、やっぱり重要な案件でありますので、十分説明の責任を果たしていただきたいと思います。

以上です

○議長 長 川上教育次長。

○教育次長 説明が不足してしまして申し訳ございません。

今後は説明に努めたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長 長 7番、織田さん。

○7番織田議員 164ページ、負担金補助及び交付金の欄の教育関係助成金の中で、国際交流事業助成金となっておりまして、これは前回説明いただきました飛び出せワールド事業計画という中で中学生を1年生と2年生5名ずつ、10名、海外を見てきてもらうというか、海外で研修してもらうという形でここにのせてあるわけなのですけれども、私は中学校の教育の一環としてこの事業を取り上げて進めていくならば、まずやはり全生徒に行ってもらうのが基本だと思います。また、それがかなわないのであれば、村の事業ですから、5名ずつ選抜するのではなくて、現在希望する人全員に行っていただくというのが筋ではないかと思うのですけれども、その辺どうでしょうか。

○議長 長 川上教育次長。

○教育次長 中学生の海外研修事業でございますが、生徒全員参加というお話でございますが、この事業は教育委員会の主催事業でございまして、生徒さんに全員参加という義務づけを行うことはなかなか難しい事業であると考えております。ですので、あくまでも希

望者による事業参加が望ましいと考えているところでございます。また、予算の中では5名、5名、10名ということを中心に予算のほうは計上しているところでございますが、応募の状況によっては補正予算なども検討しながら事業のほうを進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議 長 7番、織田さん。

○7番織田議員 今行ける人は全員行ってもらおうという話です。安心はしたのですけれども、もしここで予算がないとかなんとかということでまた人数を制限するようになれば、行きたいと希望された生徒、また片方は行きたくても行けない生徒、こういう形で差をつけることは将来その生徒の心に傷を残しますし、またそれが引き金となっていじめ等いろんな問題に発展したら困ると、不安な面もありますので、今次長が言われたように、行きたいというか、希望した人は全員行けるということをまず確約していただきたいと思ひます。

○議 長 荻原教育長。

○教育長 おっしゃるとおり、希望しているのに行けない生徒が何人かいたという部分につきましては、やはり避けたいなというふうに思っております。ただ、希望する生徒の中にもきちんと保護者と協議して海外へ派遣させなければいけない生徒もいるということもあると思ひます。これからのことですので、分かりませんが、そのようなこともありますので、きちんとそういう部分につきましては協議を重ねた上で海外に送り出したというふうに思っております。

以上です。

○議 長 4番、松橋さん。

○4番松橋議員 文書行っているかと思うのですけれども。明日の一般質問で教育長にそのことを出して、あえて今日話はしなかったのですけれども、同僚議員がお話をしましたから。1つには、補正予算でたくさん来たら対応しますと、それは大事なことですから、それでよろしいと思ひているのでしょうかけれども、明日話ししようと思ひていて、今日話すのも本当はちょっとちゅうちょしていたのですけれども、交流事業ですよ、海外の。だから、シンガポールでも香港でも、それはいいですけれども、その地の元の人に北海道を知ってもらおうと、それで交流をしてくるのでしょうか。最初からそれはカットですよと、ホームステイはしますよと、仕事は会社任せですよ、旅行会社任せですよと。

それと、今行きたい人は全部行きますって確約するようなお話をされたけれども、それと補助率に非課税世帯は6分の5、課税世帯というか、普通の家庭というのですか、3分の2。それは、中学2年生ぐらいになったら、自分の家庭、独り親なり、シングルマザーなり、シングルファザーでもいいですけれども、14や13の子どもたちに、俺も手挙げたいのだけれども、うちお金ないしなって。隣の子は5万あれですよと、うちは10万だ。それ小さい子どもの心に穴空いて、ずっと持っていくですよ。教育長の言う話でないですよ。

なぜこういう話をしますか、自分も開拓農家の子どもで、今オリンピック間近ですよ。昭和39年、大冷害の年なのだ。僕らは、俺田舎の高校だけれども、1クラス54人ですごくいたのですわ、大樹で。これは、お金ない人、激甚災害とかの話でないのだよ、物何も取れていないのだから。東京、大阪から、着るものないから、送ってきたのですよ、知らないから言うが。そのとき道は何したと思います。東京のオリンピック、汽車で、連絡船にぐるぐる転がって、これ村長も聞いておいてほしいですけども、そのとき道はお金出したのですよ、僕たちに。差つけていないのですよ。こちらの点は最初から差つけてきます。そういう子どもの小さい心に穴の空くような施策。海外行くことは、それは広げることも結構だけれども、これあした話しようと思っていて、言わされてしまっているから、ちょっと困ったのだけれども、僕はそうだと思います。

だから、これにあえて、まして交流事業を向こうの地域としない。うたっているのですから、見せてもらったら。それと、経費に差をつける。その2点だけは認めるわけにいきません。補正に簡単に出しますって、物事簡単に言ってほしくないです。

以上です。

○議 長 荻原教育長。

○教 育 長 まず、初めのシンガポール、海外との北海道に来てもらったりというお話だったのですけれども、この事業につきましては次年度初めてやる事業ということもありまして、あしたの一般質問でも同じような内容の質問がありましたので、ただいまお話ししますけれども、何せその初めての事業なものですから、相手先のそういうことをする団体がまだ分からない状況でこの事業が始まるということがありまして、当面はこの事業を続けて相互交流の道も探っていきたいというふうには思っております。

それとあと、先ほど言われました要保護あるいは準要保護の家庭の件なのですけれども、この要保護、準要保護の家庭につきましては、きちんと審査いたしまして認定をいたしまして、その辺の就学支援をしているところであります。こういう要保護、準要保護の生徒につきましては、きちんと審査を受けた上で認定された家庭でありますので、その家庭の子どもたちにつきましては、資金がないということで海外に行けないということがないように、我々村としては一般の生徒以上の支援をして海外に行ってもらいたいと思っております。今の予定では、一般の生徒につきましては事業費の大体3分の1程度、要保護、準要保護の生徒につきましてはなおその負担額の半分というようなことで考えております。そのようなことで、非常に生活に困窮する家庭もこの事業に参加しやすいような体制を整えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議 長 4番、松橋さん。

○4番松橋議員 だから、僕の発言している意味を逆に取っていないですか。差をつけないでくださいって言っているのだ。うちはお金ないから俺は10万円だよ、隣は、要保護って今言いましたけれども、だから5万円というのか、つらいほうが5万円で、こっちが例

えば10万円だと。そこに差をつけては小さい子の心に穴空くのではないか、小さくはないけれども。その発想、言っている僕の意見と全然真逆を言っていますよ。

○議 長 荻原教育長。

○教 育 長 教育委員会では要保護、準要保護という家庭を公表はしておりません。そういう申請があれば、それに該当する家庭ということで、子どもを傷つけないような形で海外に送り出したいなというふうに思っております。

以上です。

○議 長 4番、松橋さん。

○4番松橋議員 それ子どもは気づくでしょう。俺のところはお金ないから10万円もらったって、そのときはいいかもしれぬけれども、ずっと心に穴空いていくよ。隣は金あったから5万円しかくれなかった。5万円で行ったと。おまえのところは金ないから、10万円もらったと。どなたか言ったけれども、いじめの原点でないですか。同じ子どもで、今はつらいですよ、それはシングルマザーなり、所得がないから。教育委員会の発想ではないと思いますけれども、議論かみ合わないから、あしたの一般質問でもよろしいですけれども。議論かみ合っていない。

○議 長 思想の違いです。

西山村長。

○村 長 松橋さんご指摘のオリンピックの昔のお話もありましたけれども、そういうチャンスもありましたし、道がそういうふうなことをやはり公平にというのですか、行かせたというのは私は大変すばらしい施策であると思います。我が村は、私の選挙の公約です。で、何とか今、農業者も含めて後継者もいっぱい学校にもいますし、これからは世界と勝負して農業をやっていかなければいけないし、いろんな作業もそうですよね。そしたら、今のうちグローバルな見方というのですか、国際的な感覚を、そんな大げさなことではないですけれども、行ってくるのどこないのではやっぱり視点が変わってくるかなというふうに思うのです。できるだけ小さいときからということで中学生ということで、できれば、教育委員会部局ともちょっと話をし一回出させていただいたのですけれども、織田議員さんのご指摘や、ほかの議員さんからもご指摘いただいています。希望者を公平な形で、経済的な負担もあるのですけれども、いろんな部分もあるのですけれども、何とか行かせてあげたいと。全員になると学校教育法の関係とか、またその制度を編成するのかなり難しくなる部分もあるのですけれども、基本的には本当に行きたい子たちを行かせてやる方法を考えていこうと。

今この部分で提案をさせていただきますけれども、希望者を取ったときにその部分については何とかしたいですし、行かせてあげたいというのと、あと経済的な負担についてもいろんな家庭の経済的事情を抱えている部分はありますけれども、その部分が負担にならない。あるいは、松橋議員さんおっしゃっていますけれども、そういうような子どもの心に穴が空くというのは、それは大変あれだと思いますし、また逆に経済的な事情を抱えて

いるご家庭でも行けるのだよって、行きましようよというような形で、そういう機会も両方の側面からしっかり考えていかなければいけないというふうに思っていますので、今回こういうふうな形で提案させていただいて、実際に募集等を行っていったときにまた議員の皆さん方にご相談させていただいて、具体的な提案をさせていただきたいというふうに思っていますので、ひとつよろしく願いいたします。

以上です。

○議長 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 151ページをお願いします。学校管理費の中の説明欄の中学校の中の報償費の7番、スクールカウンセラーの謝礼という項目について少し説明をお願いしたいと思います。昨年、この案件につきましてはスクールカウンセラーのカウンセリングの回数を月7回に増やすということで、かなりの増額予算を計上してということで実施しました。今年の予算見ますと、昨年の予算よりおおむね25万ほど減額になっている予算になっていますけれども、端的に言います。どのぐらい来てどういう対応をするのかということで説明願います。

○議長 長 川上教育次長。

○教育次長 スクールカウンセラーの予算措置でございます。今回提出させていただきました新年度予算につきましては、月7回、1回6時間程度ということで、昨年度よりは金額にして減となっている状況でございます。こちらにつきましては、実際今年度におきましても勤務していただいて、補正予算の状況についてある程度そのとき、そのときの見込みに応じて補正予算を組んでいるところでございますが、最終的に令和元年度の実績なども見込んだ上で、このような形でいけるのではないかと判断の下、積算したところでございます。

以上でございます。

○議長 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 分かりました。その部分での月7回は、新事業年度の計画でも変わらないという認識でよろしいでしょうか、まずそれだけ確認させてください。月7回のカウンセリングの実施は、それは実施するという形で確認させていただきたいのですけれども、よろしいでしょうか。

○議長 長 川上教育次長。

○教育次長 新年度の事業計画におきましても、月7回を今のところ計画としては見込んだ形で勤務していただこうと考えております。

以上です。

○議長 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 それでは、計画であるからって言われたらそれまでなのですが、そういう説明受けてしまうとあと何にも質問できないという形になるのですけれども、単価設定なんかもある程度新事業に向けての講師の謝礼の分も話はしていると思うのですけ

れども、ある程度安くなったというのはそれは実績が伴ってという判断なのかどうかよく分からないのですけれども、昨年が暫定的にある程度暫定、分からない中で7回来ていただくということの中でも暫定措置だったのかどうか分からないのですけれども、これはあくまでも実績に基づいてという形の押さえ方の計画を立てたという認識でよろしいのでしょうか、その点ちょっと教えてください。

○議長 長 川上教育次長。

○教育次長 回数等ですとか、1回の時間も見込みで1回当たり6時間程度の、勤務とされているところでございますが、そこも実際に現場に入っていく中でいろいろなケース、勤務時間等の変動もございまして、その中である程度実績を見込んだ中で新年度の予算を計上しているところでございます。

以上です。

○議長 長 3番、小谷さん。

○3番小谷議員 150ページの項2小学校費、目1学校管理費で、(7)、学校情報通信技術環境整備事業と、あと同じく中学校のほうでございまして、154ページ、(7)の同じ整備事業、合わせますと6,391万9,000円ということでございますが、これはたしか令和5年度までに多様な子どもたち一人一人に応じた最適化学習のための国の事業と承知いたしておりますけれども、十勝管内でも取組が様々かと思っておりますけれども、更別のほうでは、パソコンはデスクトップなのか、ノートなのか、タブレットなのでしょうか。そのあたりも確認させていただきたいと思っております。お願いいたします。

○議長 長 川上教育次長。

○教育次長 GIGAスクールのいわゆる環境整備の事業でございますが、村の予算の根拠としましては、ノートパソコン型の端末を用意しようと考えております。一応この事業、おおむね仕様の中で3種類ほどの形態を想定されておまして、ウィンドウズパソコン、またはアイパッド、またはクロムブックという、いわゆるウィンドウズパソコンよりも安価な形の端末を想定されているところでございます。本村におきましては、クロムブックと言われるノート型の端末を導入しようと思算しているということでございます。ただ、この事業、国のほうで国の補正予算で大々的に行われる事業でございまして、更別村におきましても令和2年度導入の見込みで事業を計画しているところでございますが、いかなせん全国的な流れの中で、導入の形態も今話が出ているのは全道の一括の共同調達というものも視野に考えているという話もございまして、共同調達となりますといわゆる機種 of 全道的な統一なども今後調整が入るかもしれないと考えておりますので、そこは新年度におきまして事業の推進の中である程度明らかになってくるのかなとは思っているところでございます。

以上です。

◎会議時間の延長

○議 長 お諮りいたします。

この際、議事の都合により本日の会議を延長いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議時間は延長することに決定しました。

◎日程第4 議案第18号ないし日程第9 議案第23号(続行)

○議 長 引き続き質疑を行いたいと思います。

質疑の発言を許します。ありませんか。

5番、太田さん。

○5番太田議員 先ほど小谷議員のパソコンの関係の関連なのですけれども、ただいまノートパソコンということで考えているということだったのですけれども、それは何年生から何年生までということの観点なのかということと、あとノートパソコン使うというのは単純にローマ字打ち、かな打ち、恐らくローマ字打ちでとかということになると思うのですけれども、そういう感覚的なものを考えたら、小さいころから使えるといえればアイパッドのほうが使いやすさはあるのではないかと、使いやすさというか、年齢層の幅は小さいうちから使えるのかなとも考えれるのですけれども、道との絡みもあると思うのですけれども、その辺のまとめはどのようにまとまっているのでしょうか。

○議 長 川上教育次長。

○教育次長 導入する端末の状況でございしますが、一応クロムブックということでノートパソコン型というお話しさせていただきましたが、こちらの機種につきましてはいわゆるタッチパネルの機能も併せ持った機種を想定しているところでございます。また、導入の規模でございしますが、1人1台の環境を整備するというところでございますので、小学生でしたら1年生から6年生まで、中学生でしたら1年生から3年生まで、全員分の端末を導入する予定としております。

以上です。

○議 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで款10教育費を終わります。

次に、款11災害復旧費、款12公債費、款13諸支出金、款14予備費に入ります。

一括して補足説明を求めます。

末田総務課長。

○総務課長 それでは、災害復旧費について補足説明をさせていただきます。

181ページを御覧ください。款11災害復旧費、項1農林水産業施設災害復旧費、目1農業用施設災害復旧費は、予算額219万1,000円、前年度比較209万3,000円の減でございます。

河川の氾濫等に備え、土のう製作、設置、撤去等に係る費用を計上しております。前年度において計上いたしました機械設置及び撤収業務委託料209万3,000円は、南11線東12号明渠排水路の整備に伴い、皆減しております。

目2 林業施設災害復旧費は、予算額110万円、前年度と同額でございます。森林災害に伴う支障木、危険木の伐採に係る費用を計上しております。

項2 公共土木施設災害復旧費、目1 道路橋梁災害復旧費は、予算額110万円、前年度比較220万円の減で、災害に伴う村道の修繕費を計上しております。

次に、公債費について補足説明をさせていただきます。182ページを御覧ください。款12 項1 公債費、目1 元金は、予算額6億9,389万円、前年度比較5,865万7,000円の減で、本年度から償還開始となる村債の元金が3,608万7,334円、前年度で償還を終了した村債の元金が9,638万5,895円となっております。

目2 利子は、予算額889万4,000円、前年度比較249万円の減となっております。

なお、公債費の状況については199ページに地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書を添付しておりますので、ご参照を願います。

次に、諸支出金について補足説明させていただきます。183ページを御覧ください。款13 諸支出金、項1 基金繰出金、目1 土地開発基金繰出金は、予算額2万2,000円、前年度比較6万円の減となっております。土地開発基金の運用から生ずる収益を基金に繰り出すもので、定期預金の利率の低下により減額となっております。

項2 目1 過年度過誤納還付金、予算額187万6,000円、前年度比較30万2,000円の増となっております。過去3か年の執行状況により計上しております。

次に、予備費について補足説明をさせていただきます。184ページを御覧ください。款14 項1 目1 予備費は、前年度と同額の250万円を計上しております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議 長 款11災害復旧費から款14予備費までの説明が終わりました。

一括して質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで款11災害復旧費、款12公債費、款13諸支出金、款14予備費を終わります。

これで一般会計歳出予算を終わります。

◎延会の議決

○議 長 お諮りいたします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定いたしました。

◎延会の宣告

○議長 長 本日はこれで延会いたします。

(午後 5時04分延会)